

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【事業年度】	第110期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役総合企画部長 松岡 健
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(082) 261 - 7141 (代表)
【事務連絡者氏名】	広島支店長 河村 唯志
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)

(注) 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券報告書の写しを備えるものであります。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)	(自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,307	25,963	25,464	29,407	29,009
連結経常利益	百万円	5,823	6,480	5,977	6,852	6,692
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,345	3,346	4,070	4,130	4,247
連結包括利益	百万円	2,367	4,501	1,847	2,544	3,544
連結純資産額	百万円	43,592	47,482	48,645	58,871	72,788
連結総資産額	百万円	1,099,302	1,145,517	1,225,845	1,435,286	1,501,946
1株当たり純資産額	円	450.57	492.90	505.53	521.41	536.27
1株当たり当期純利益	円	35.77	35.76	43.67	43.84	39.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	32.40	32.42	39.44	-	-
自己資本比率	%	3.95	4.13	3.95	4.10	4.84
連結自己資本利益率	%	7.84	7.36	8.48	7.69	6.45
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	85	26,112	8,600	38,015	35,189
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	19,733	6,792	2,964	364	40,927
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,402	635	3,716	7,605	3,382
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	92,304	72,348	62,996	108,982	106,627
従業員数	人	747	755	791	806	799
[外、平均臨時従業員数]		[163]	[205]	[217]	[218]	[201]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成28年度及び平成29年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率については、非上場のため記載しておりません。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期	第107期	第108期	第109期	第110期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益	百万円	25,214	25,262	24,436	28,255	27,628
経常利益	百万円	5,775	6,351	5,723	6,559	6,318
当期純利益	百万円	3,232	3,312	3,955	4,018	4,109
資本金	百万円	12,690	12,690	12,690	17,940	23,497
発行済株式総数						
普通株式		91,462	91,567	91,619	92,824	115,967
第一種優先株式	千株	2,280	2,280	2,280	-	-
第二種優先株式		-	-	-	5,000	5,000
第三種優先株式		-	-	-	5,500	5,500
純資産額	百万円	43,453	47,336	48,713	58,809	72,490
総資産額	百万円	1,099,670	1,145,712	1,226,022	1,431,225	1,491,104
預金残高	百万円	1,028,337	1,048,538	1,143,302	1,321,904	1,377,617
貸出金残高	百万円	730,900	829,779	917,156	1,073,993	1,103,825
有価証券残高	百万円	229,809	221,208	213,708	214,861	250,172
1株当たり純資産額	円	450.14	492.45	507.49	520.97	533.69
1株当たり配当額						
普通株式		6.00	6.50	7.00	7.00	7.50
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一種優先株式		35.00	35.00	35.00	-	-
(内1株当たり中間配当額)	円 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二種優先株式		-	-	-	14.00	20.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第三種優先株式		-	-	-	1.00	25.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	34.53	35.38	42.41	42.62	38.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	31.31	32.09	38.33	-	-
自己資本比率	%	3.95	4.13	3.97	4.10	4.86
自己資本利益率	%	7.58	7.29	8.23	7.47	6.25
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	17.37	18.37	16.50	16.42	19.49
従業員数	人	718	719	747	761	756
[外、平均臨時従業員数]		[162]	[202]	[201]	[195]	[181]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 2．第109期及び第110期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3．自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4．株価収益率については、非上場のため記載しておりません。

## 2【沿革】

昭和5年11月17日	徳山無尽共益株式会社設立
昭和19年2月1日	徳山無尽共益株式会社、下関無尽株式会社、宝栄無尽株式会社の三社が合併し、山口無尽株式会社を下関市豊前田町186番地に設立
昭和26年10月20日	相互銀行法に基づく相互銀行の免許を受け、商号を株式会社山口相互銀行に変更
昭和45年4月1日	本店を周南市平和通一丁目10番の2（現在の本店所在地）に移転
昭和52年4月11日	総合オンラインスタート
昭和53年6月1日	外国為替公認銀行としての業務開始
昭和57年5月17日	融資オンラインスタート
昭和58年4月1日	公共債の窓口販売業務開始
昭和59年4月1日	山口県指定代理金融機関となる
昭和61年11月20日	山相ビジネスサービス(株)（西京ビジネスサービス(株)）を設立
昭和62年6月1日	公共債のディーリング業務開始
昭和63年6月1日	公共債のフルディーリング業務開始
昭和63年10月1日	海外コルレス業務開始（平成4年2月10日海外コルレス契約包括承認を取得）
平成元年2月1日	普通銀行に転換、商号を株式会社西京銀行に変更
平成2年3月26日	財団法人西京教育文化振興財団を設立
平成4年7月10日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
平成5年11月22日	勘定系オンラインスタート
平成6年4月12日	西京カード(株)を設立（平成22年3月に株式を譲渡し、持分法適用関連会社化）
平成10年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年10月1日	インターネットバンキング取扱開始
平成12年8月1日	(株)エス・ケイ・ベンチャーズを設立（現連結子会社）
平成13年4月1日	損害保険の窓口業務開始
平成13年4月10日	(株)西京総研を設立
平成14年3月5日	金地金の販売開始
平成14年10月1日	生命保険の窓口販売業務開始
平成16年2月13日	きらら債権回収(株)を設立（現連結子会社）
平成22年12月24日	インターネット取引専門支店「ウェブ一丁目支店」開設
平成23年4月1日	西京ビジネスサービス(株)を吸収合併
平成23年7月22日	(株)西京システムサービスの株式を取得し子会社化
平成26年1月4日	勘定系オンラインPROBANK-R2システムの運用開始
平成26年1月28日	西京カード(株)の株式を再取得し、連結子会社化
平成27年5月7日	オペレーションセンター「ACT-CORE」営業開始

### 3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社4社及び投資事業有限責任組合4組合（うち3社は連結子会社）で構成され、銀行業務を中心に、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

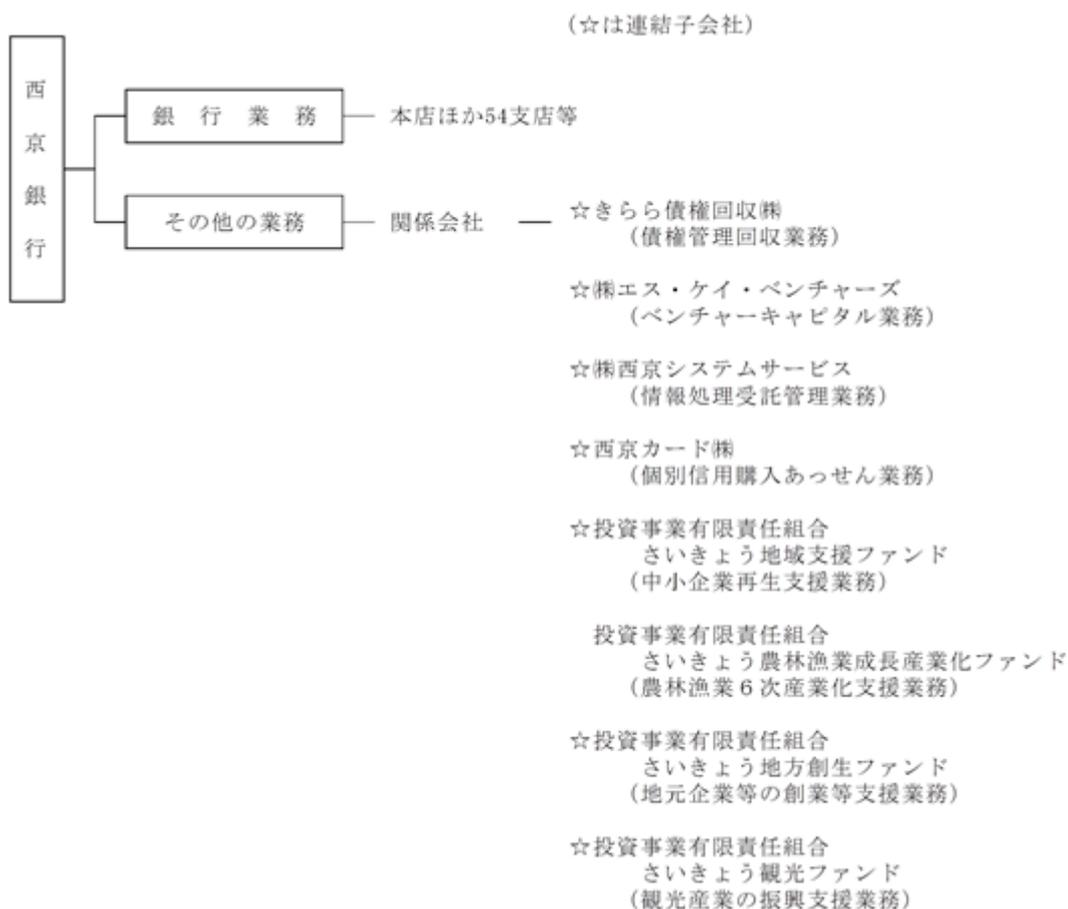
#### [ 銀行業務 ]

当行の本店ほか54支店等（店舗内店舗を含む）において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、銀行業務に積極的に取り組んでおります。

#### [ その他業務 ]

さらに債権回収㈱、㈱エス・ケイ・ベンチャーズ、㈱西京システムサービス、西京カード㈱の4社及び4組合において、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務、情報処理受託管理業務、個別信用購入あっせん業務、中小企業再生支援業務、農林漁業6次産業化支援業務、地元企業等の創業等支援業務、観光産業の振興支援業務を事業展開することにより、銀行業務のサポート及び金融サービスの充実を図っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社) きらら債権回収㈱	山口県 周南市	500	債権管理回 収業務	100.00	2 (1)	-	預金取引関係 債権管理回収業 務委託	当行より建 物の一部を 賃借	-
(連結子会社) ㈱エス・ケイ・ベン チャーズ	山口県 周南市	100	ベンチャー キャピタル 業務	100.00	4 (2)	-	預金取引関係	当行より車 両を賃借	-
(連結子会社) ㈱西京システムサービ ス	山口県 周南市	50	情報処理受 託管理業務	100.00	2 (1)	-	預金取引関係 システム機器、 ソフトウェア等 の購入	当行より建 物の一部を 賃借	-
(連結子会社) 西京カード㈱	東京都 江東区	60	個別信用購 入あっせん 業務	100.00	3 (2)	-	資金の貸付 預金取引関係	-	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合 さいきょう地域支援ファン ド	山口県 周南市	500	中小企業再 生支援業務	-	-	-	預金取引関係	-	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合 さいきょう地方創生ファン ド	山口県 周南市	1,000	地元企業等 の創業等支 援業務	-	-	-	預金取引関係	-	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合 さいきょう観光ファンド	山口県 周南市	200	観光産業の 振興支援業 務	-	-	-	預金取引関係	-	-

(注) 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成30年3月31日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	756 [181]	43 [20]	799 [201]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員248人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
756 [181]	37.5	14.0	4,944

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員225人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4. 当行は従業員組合を有しておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

#### 経営方針

当行グループは、地域金融機関として地域社会への金融サービス提供という役割を十分に担い、お客さまから安心してお取引いただける銀行を目指すためには、健全性と収益性を高めていくことが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスの徹底は勿論のこと、財務内容の健全化、安定収益確保のための収益構造改革に努めております。

このような状況下において、当行グループの具体的な今後の方針につきましては、以下のとおりであります。

#### イ．経営理念・経営の基本方針

当行経営の基本理念は、「ACT-BANK」です。

- Active Bank 「地域を活性化する銀行」
- Communication Bank 「お客さまとのコミュニケーションを大切にす銀行」
- Trend Bank 「時代のニーズを先取りし創造していく銀行」

この基本理念に基づき、当行は「金融サービスを通じて、地域の活性化に貢献する」という役割・使命を十分に認識し、多くのお客さまの期待に応えるために、お客さまから「さすが西京」と言われる先進性のある商品、サービス力を磨き、お客さまからのご要望、ご依頼を正しく理解し、絶対に事務ミスをおこさない銀行という信頼感と何でも相談できる親近感を兼ね備えた銀行を目指します。これらを通じて、株主の皆さまからもご支持をいただけますよう努めてまいります。

#### ロ．中長期的な経営戦略

「中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（平成29年4月～平成32年3月）」では、長期ビジョン「地域に根差した中小零細事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、以下の4つの基本戦略に基づく施策を推進してまいります。

1. お客さまの数の拡大戦略  
特に、山口県事業者、医療介護施設、シルバー層のお客さまに注力
2. お客さまとの取引深耕戦略  
事業性評価に基づく事業所、医療介護施設との取引深耕
3. お客さまとの接点拡大戦略  
徹底した業務効率化と営業店事務の撤廃
4. 収益力強化に向けた有価証券戦略、IT戦略

（業績目標）

以上の4つの基本戦略から以下の業績目標を定めております。（目標数値は、銀行業単体のものであります。）

	項目	最終年度（平成31年度）目標
経営目標	当期純利益	35億円以上
	預金残高	1兆4,000億円以上
	貸出金残高	1兆2,100億円以上
	外貨預金残高	250億円以上
シェアの 拡大目標	山口県内事業所融資先数	15,000先以上
	医療機関取引先数	600先以上
	年金振込指定件数	90,000先以上

#### 経営環境及び対処すべき課題等

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少、高齢化の進展、人手不足、さらには一昨年来のマイナス金利政策、国際情勢の激変に伴う金利、為替、株価等マーケットの不安定化により、厳しさが増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は中期経営計画の目標である、地域シェアの拡大、メイン先の拡大を加速させるため、事業性評価の徹底による事業者さまとの取引拡大・深耕、「高齢化先進県」の山口県でニーズが高い医療介護関連ビジネスへの積極的参画、シニア層マーケットに対する魅力的な商品・サービスの提供を進展させております。さらには、これまでの銀行にはない新しい商品・新しいサービスの提供を続けておりますが、その一環として他業態とのアライアンスによる新しい取組みもスタートさせております。

一例を挙げますと、資産運用サービスの新しい取組みとして、昨年9月に楽天証券株式会社と提携し、ミニセミナーや個別相談会を山口県内全域で共同開催する他、ファンドラップを中心とした新しい運用商品をご提供させていただいております。

また、融資商品としては、個人の属性情報に依存しない“車の価値”に着目した新たな与信審査モデルマイカーローンの取扱いを開始しており、いずれもご好評をいただいております。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指して、引き続き努力してまいります。

## 2【事業等のリスク】

当行及び当行グループ（以下、本項目において当行という。）の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、本項における将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### （１）信用リスク

当行の信用供与先は、景気動向、各業種の盛衰、株価、為替、不動産価格等の変動等様々な要因により、経営環境に影響を及ぼされ、その結果、財務状況の悪化等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### （２）市場リスク

当行は、さまざまな金融商品を取り扱う投資活動及び政策投資による運用を行っており、金利、株価、為替及び債券価格等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値または資産・負債から生み出される収益が変動し、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### （３）流動性リスク

#### ・資金繰りリスク

運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### （４）オペレーショナルリスク

当行および業務委託先の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失（金銭的な損失のみならず当行の信用失墜を含む）を被るリスクを言い、以下に分類しております。

#### ・事務リスク

営業店および本部における事務処理の誤り、業務のプロセス不備等および当行の機密情報（顧客情報・個人情報を含む）の漏洩等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・システムリスク

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等システムの不備、コンピューターが不正使用されることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・リーガルリスク

銀行業務における法令違反や契約書などの法的要件の不備、銀行内部の役職員による不正行為、外部からの違法行為、および不適切な商品販売、顧客への説明不足により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・人的リスク

人材の確保、人員配置、年齢構成等に起因し、現在および将来の経営に支障を来すリスクおよび雇用、健康等に関する法令および協定に違反した行為、労働災害または差別行為等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・有形資産リスク

自然災害その他の事象により、当行の有形資産が損失を被ることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・風評リスク

銀行に対するネガティブな情報・認識が広まることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) グループ会社のリスク

連結対象子会社・関連会社の直面する各種のリスクが、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国内基準を維持しなければなりません。現時点において、この国内基準は4%以上となっており、これを下回る水準となった場合には、金融庁長官から業務の改善、停止等の命令を受ける可能性もあります。

(7) 情報漏洩に係るリスク

当行は、預金取引等を通じて非常に多くのお客さまの情報を保有しております。平成17年4月より個人情報保護法が施行され、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。オペレーショナルリスク等に起因して顧客情報・当行機密情報が漏洩した場合には、お客さまに多大なご迷惑をかけるとともに、当行においても直接的な損害が発生する可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

・業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、海外経済の緩やかな成長のもと、きわめて緩和的な金融環境、政府の経済政策などを背景に、企業収益も底堅く推移し、雇用・所得環境は着実に改善、総じて長期にわたる緩やかな景気回復が続いております。

当行の主たる経営基盤である山口県においては、少子高齢化や人口減少による経済規模の縮小が及ぼす影響に注視していく必要がありますが、今年は維新150年を迎え、「山口ゆめ花博」の開催等、各種イベントに伴う経済効果が期待されております。

こうした中、当行では、中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（2017年4月～2020年3月）をスローガンに掲げ、長期ビジョンである「地域に根差した中小零細事業者さまと個人のお客さまのための銀行」を目指した施策に積極的に取り組み、主たる営業エリアである山口県、福岡県、広島県の地元のお客さまからお預かりした大切なご預金を、資金を必要とされる当地域の事業者さまや個人のお客さまに借入金としてお使いいただく「資金の地域内循環」を引き続き実現しております。

また、地方創生活動の一環として続けている、全国の大学生を対象とした県内観光、就農体験と地元企業訪問を組み合わせたツアー「若旅inやまぐち」や、海外展開を目指す県内事業者さまに、留学生の採用・就職ニーズをマッチングする座談会「DISCOVER YAMAGUCHI」、台湾での商品のPR・販売・現地企業との商談会をサポートする「さいきょうぶちうまコレクションin高雄」を開催し、県外学生の就職や留学生の雇用、お客さまの販路拡大を実現させております。

こうした活動に取り組んでまいりました結果、当連結会計年度は次のような営業成績となりました。

預金は、「さいきょう年金定期預金」を中心にキャンペーン商品がご好評いただき、前連結会計年度末より573億円（4.34%）増加し、期末残高は1兆3,763億円となりました。

貸出金は、ポートフォリオの見直しを目的とする893億円の債権流動化にも関わらず、住宅ローンを中心に前連結会計年度より342億円（3.20%）増加し、期末残高は1兆1,015億円となり、当行の山口県内のシェアは20%を突破いたしました。

有価証券は、前連結会計年度より353億円（16.59%）増加し、期末残高は2,486億円となりました。

以上を主因に、総資産は前連結会計年度より666億円（4.64%）増加し、期末残高は1兆5,019億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は資金運用収益やその他業務収益が増加した一方で株式等売却益が減少したことに伴い前連結会計年度より3億97百万円（1.35%）減少して290億9百万円となりました。

経常費用は、営業経費の減少や貸倒引当金繰入額の減少を主因に前連結会計年度より2億37百万円（1.05%）減少して223億16百万円となりました。

以上により、経常利益は前連結会計年度から1億60百万円（2.34%）減益の66億92百万円となりましたが、法人税等調整額が減少したことから親会社株主に帰属する当期純利益は1億16百万円（2.81%）増益の42億47百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、銀行業界初のライツイシューによる増資並びに利益の積み増しにより、前連結会計年度より0.46ポイント上昇し、8.69%となりました。

・キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて、351億89百万円の獲得（前連結会計年度は380億15百万円の獲得）、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて409億27百万円の使用（前連結会計年度は3億64百万円の獲得）、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて33億82百万円の獲得（前連結会計年度は76億5百万円の獲得）となり、当連結会計年度における資金残高は、1,066億27百万円（前連結会計年度は1,089億82百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、351億89百万円（前連結会計年度は380億15百万円の獲得）となりました。これは主に貸出金の純増342億23百万円に対し、預金の純増573億29百万円、債券貸借取引受入担保金の純増68億27百万円及び借入金の純増36億91百万円があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、409億27百万円（前連結会計年度は3億64百万円の獲得）となりました。これは主に、有価証券の償還による収入377億29百万円及び有価証券の売却による収入210億73百万円に対し、有価証券の取得による支出が997億59百万円であったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、33億82百万円（前連結会計年度は76億5百万円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入110億63百万円（普通株式の第三者割当発行及び新株予約権行使による普通株式発行）に対し、劣後特約付社債の償還による支出61億円及び劣後特約付借入金の返済による支出8億円があったことによるものであります。

## 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支につきましては、国内業務部門において預金量の増加により預金利息が増加し資金調達費用が増加しましたが、有価証券利息配当金の増加等から資金運用収益も増収となり前連結会計年度より37百万円(0.21%)の増益となりました。国際業務部門においても外貨預金の増加により預金利息が増加しましたが、有価証券利息配当金が増加したことから、前連結会計年度より151百万円(58.46%)の増益となり、相殺消去後の合計においても78百万円(0.44%)の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門において前連結会計年度より618百万円損失が減少し、相殺消去後の合計においても617百万円収支が改善しました。

その他業務収支につきましては、貸出金債権の流動化を行ったことから、国内業務部門において前連結会計年度より519百万円(707.18%)の増益となりました。国際業務部門においては、外国為替売買益の減少等から前連結会計年度より108百万円(34.01%)の減益となりましたが、相殺消去後の合計においては、410百万円(104.32%)の増益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	17,301	259	101	17,460
	当連結会計年度	17,339	411	212	17,539
うち資金運用収益	前連結会計年度	20,960	483	511	20,932
	当連結会計年度	21,041	951	417	21,575
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,658	223	410	3,471
	当連結会計年度	3,702	539	205	4,036
役務取引等収支	前連結会計年度	820	3	125	941
	当連結会計年度	201	3	124	323
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,156	6	174	3,987
	当連結会計年度	4,847	6	498	4,355
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,976	2	49	4,929
	当連結会計年度	5,049	3	373	4,678
その他業務収支	前連結会計年度	73	320	-	393
	当連結会計年度	592	211	-	803
うちその他業務収益	前連結会計年度	88	324	-	412
	当連結会計年度	659	276	-	936
うちその他業務費用	前連結会計年度	15	4	-	19
	当連結会計年度	66	65	-	132

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前連結会計年度10百万円 当連結会計年度6百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

## 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、主に貸出金残高の増加により前連結会計年度から資金運用勘定の平均残高が127,415百万円（10.07%）増加しました。資金運用利回りは前連結会計年度より0.14ポイント低下しましたが、資金運用勘定に係る利息については、平均残高の増加により81百万円（0.38%）の増加となっております。資金調達勘定については、主に預金残高の増加により資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度より139,050百万円（11.07%）増加し、資金調達勘定に係る利息は43百万円（1.19%）増加しました。

国際業務部門においては、資金運用勘定の平均残高は有価証券残高が増加したことから前連結会計年度より16,962百万円（50.26%）増加し、資金運用利回りも0.44ポイント上昇したことにより、資金運用勘定に係る利息は468百万円（96.99%）の増加になりました。資金調達勘定については、外貨預金や債券貸借取引受入担保金の増加により資金調達勘定の平均残高は16,926百万円（51.02%）増加しました。資金調達利回りが前連結会計年度から0.40ポイント上昇したこともあり、資金調達勘定に係る利息は316百万円（141.87%）増加しました。

以上より、合計部門においては、相殺消去後の合計で、資金運用利回りは0.12ポイント低下して1.54%、資金調達利回りは0.01ポイント上昇し0.28%となりました。

## 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	1,264,208	20,960	1.65
	当連結会計年度	1,391,623	21,041	1.51
うち貸出金	前連結会計年度	987,294	18,351	1.85
	当連結会計年度	1,081,033	18,236	1.68
うち商品有価証券	前連結会計年度	36	0	1.33
	当連結会計年度	36	0	1.34
うち有価証券	前連結会計年度	179,460	2,400	1.33
	当連結会計年度	207,109	2,545	1.22
うち預け金	前連結会計年度	69,963	68	0.09
	当連結会計年度	69,165	68	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,255,550	3,658	0.29
	当連結会計年度	1,394,601	3,702	0.26
うち預金	前連結会計年度	1,206,037	3,053	0.25
	当連結会計年度	1,324,681	3,274	0.24
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,056	0	0.02
	当連結会計年度	1,623	0	0.01
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	17,743	6	0.03
	当連結会計年度	28,520	13	0.04
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	9,315	0	0.01
うち借入金	前連結会計年度	22,400	361	1.61
	当連結会計年度	25,350	214	0.84

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度14,286百万円 当連結会計年度30,307百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度3,801百万円 当連結会計年度2,674百万円)及び利息(前連結会計年度10百万円 当連結会計年度6百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	33,746	483	1.43
	当連結会計年度	50,708	951	1.87
うち貸出金	前連結会計年度	216	5	2.76
	当連結会計年度	1,115	31	2.81
うち有価証券	前連結会計年度	31,187	373	1.19
	当連結会計年度	45,623	776	1.70
資金調達勘定	前連結会計年度	33,171	223	0.67
	当連結会計年度	50,098	539	1.07
うち預金	前連結会計年度	5,453	112	2.06
	当連結会計年度	10,785	340	3.15
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	1,313	16	1.22
	当連結会計年度	5,876	86	1.47

- (注) 1. 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建非居住者取引は国際業務部門に含めておりません。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TTMを当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額( )	合計	小計	相殺消去 額( )	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,297,954	40,636	1,257,318	21,443	511	20,932	1.66
	当連結会計年度	1,442,332	41,631	1,400,700	21,993	417	21,575	1.54
うち貸出金	前連結会計年度	987,510	9,364	978,146	18,357	314	18,043	1.84
	当連結会計年度	1,082,149	4,209	1,077,940	18,267	91	18,175	1.68
うち商品有価証券	前連結会計年度	36	-	36	0	-	0	1.33
	当連結会計年度	36	-	36	0	-	0	1.34
うち有価証券	前連結会計年度	210,648	2,776	207,871	2,773	101	2,672	1.28
	当連結会計年度	252,732	2,700	250,032	3,321	212	3,109	1.24
うち預け金	前連結会計年度	69,963	2,090	67,873	68	1	67	0.09
	当連結会計年度	69,165	1,286	67,878	68	1	66	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,288,721	37,859	1,250,862	3,881	410	3,471	0.27
	当連結会計年度	1,444,699	38,931	1,405,768	4,242	205	4,036	0.28
うち預金	前連結会計年度	1,211,490	2,090	1,209,400	3,165	1	3,164	0.26
	当連結会計年度	1,335,467	1,286	1,334,181	3,614	1	3,613	0.27
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,056	-	2,056	0	-	0	0.02
	当連結会計年度	1,623	-	1,623	0	-	0	0.01
うちコールマネー及び売渡 手形	前連結会計年度	17,743	-	17,743	6	-	6	0.03
	当連結会計年度	28,520	-	28,520	13	-	13	0.04
うち債券貸借取引受入担保 金	前連結会計年度	1,313	-	1,313	16	-	16	1.22
	当連結会計年度	15,191	-	15,191	87	-	87	0.57
うち借入金	前連結会計年度	22,400	9,364	13,035	361	314	46	0.36
	当連結会計年度	25,350	4,209	21,141	214	91	122	0.58

(注) 1. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の調整であります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度14,286百万円 当連結会計年度30,307百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度3,801百万円 当連結会計年度2,674百万円)及び利息(前連結会計年度10百万円 当連結会計年度6百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

## 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益につきましては、国内業務部門において個別信用購入あっせん業務が増収になったこと等により前連結会計年度より690百万円（16.62％）の増収となり、相殺消去後の合計においても367百万円（9.21％）の増収となりました。

役務取引等費用につきましては、国内業務部門において子会社の資金調達手数料が増加したことから72百万円（1.46％）増加しましたが、相殺消去後の合計においては、当該手数料の相殺消去を行ったことにより250百万円（5.08％）の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,156	6	174	3,987
	当連結会計年度	4,847	6	498	4,355
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,440	0	47	1,393
	当連結会計年度	1,715	0	373	1,342
うち為替業務	前連結会計年度	343	5	0	348
	当連結会計年度	338	6	0	344
うち証券関連業務	前連結会計年度	114	-	-	114
	当連結会計年度	168	-	-	168
うち代理業務	前連結会計年度	553	-	-	553
	当連結会計年度	497	-	-	497
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	17	-	-	17
	当連結会計年度	17	-	-	17
うち保証業務	前連結会計年度	59	-	-	59
	当連結会計年度	33	-	-	33
うち個別信用購入あっせん業務	前連結会計年度	1,495	-	-	1,495
	当連結会計年度	1,944	-	-	1,944
役務取引等費用	前連結会計年度	4,976	2	49	4,929
	当連結会計年度	5,049	3	373	4,678
うち為替業務	前連結会計年度	0	1	0	1
	当連結会計年度	0	0	0	1

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,314,213	7,690	2,876	1,319,028
	当連結会計年度	1,363,833	13,783	1,259	1,376,357
うち流動性預金	前連結会計年度	417,255	-	2,575	414,679
	当連結会計年度	437,654	-	988	436,665
うち定期性預金	前連結会計年度	893,080	-	300	892,779
	当連結会計年度	925,074	-	270	924,803
うちその他	前連結会計年度	3,877	7,690	-	11,568
	当連結会計年度	1,104	13,783	-	14,887
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	1,314,213	7,690	2,876	1,319,028
	当連結会計年度	1,363,833	13,783	1,259	1,376,357

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内店貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,067,302	100.00	1,101,525	100.00
製造業	36,774	3.45	36,931	3.35
農業，林業	539	0.05	502	0.05
漁業	89	0.01	105	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	584	0.05	767	0.07
建設業	43,934	4.12	42,744	3.88
電気・ガス・熱供給・水道業	15,565	1.46	16,141	1.47
情報通信業	1,240	0.12	1,305	0.12
運輸業，郵便業	14,665	1.37	14,739	1.34
卸売業，小売業	46,757	4.38	49,552	4.50
金融業，保険業	52,267	4.90	54,887	4.98
不動産業，物品賃貸業	303,435	28.43	292,531	26.56
学術研究，専門・技術サービス業	3,465	0.32	3,783	0.34
宿泊業	2,012	0.19	2,474	0.22
飲食業	6,800	0.64	6,811	0.62
生活関連サービス業，娯楽業	10,655	1.00	10,841	0.98
教育，学習支援業	1,558	0.15	1,815	0.16
医療・福祉	32,669	3.06	35,833	3.25
その他のサービス	12,863	1.21	13,300	1.21
地方公共団体	53,230	4.99	56,605	5.14
その他	428,191	40.10	459,848	41.75
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,067,302		1,101,525	

外国政府等向け債権残高（国別）  
該当ありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	88,798	-	-	88,798
	当連結会計年度	78,892	-	-	78,892
地方債	前連結会計年度	27,485	-	-	27,485
	当連結会計年度	47,112	-	-	47,112
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	21,202	-	-	21,202
	当連結会計年度	27,469	-	-	27,469
株式	前連結会計年度	12,951	-	1,220	11,730
	当連結会計年度	12,819	-	1,230	11,589
その他の証券	前連結会計年度	27,552	38,012	1,524	64,041
	当連結会計年度	32,238	52,665	1,327	83,577
合計	前連結会計年度	177,990	38,012	2,744	213,257
	当連結会計年度	198,533	52,665	2,558	248,640

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.69
2. 連結における自己資本の額	724
3. リスク・アセットの額	8,331
4. 連結総所要自己資本額	333

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.72
2. 単体における自己資本の額	718
3. リスク・アセットの額	8,235
4. 単体総所要自己資本額	329

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものではありません。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

(単位未満 四捨五入)

債権の区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44	49
危険債権	107	91
要管理債権	6	4
正常債権	10,705	10,936

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況の状況に関する分析・検討内容

当行グループの当連結会計年度における財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しておりますが、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来の様々な要因により、異なる結果になる可能性があります。

## 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における損益状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B) - (A)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
連結業務粗利益	16,912	18,019	1,106
資金利益	17,460	17,539	78
役務取引等利益	941	323	617
その他業務利益	393	803	410
営業経費	12,392	12,111	281
不良債権処理額	1,355	750	605
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	965	833	132
一般貸倒引当金繰入額	384	90	475
債権売却損等	5	8	2
株式等関係損益	3,557	1,097	2,460
株式等売却益	3,651	1,334	2,316
株式等売却損	72	87	15
株式等償却	21	149	128
持分法投資損益	-	-	-
その他	130	436	305
経常利益	6,852	6,692	160
特別損益	323	330	6
税金等調整前当期純利益	6,528	6,361	167
親会社株主に帰属する当期純利益	4,130	4,247	116

連結業務粗利益

個別信用あっせん業務に係る収益が増加したことに伴い役務取引等利益が617百万円改善したことや貸出金債権の流動化によりその他業務利益が410百万円増益となったことから、連結業務粗利益は1,106百万円増益の18,019百万円となっております。

不良債権処理額

当連結会計年度は主に貸倒実績率の低下により一般貸倒引当金が戻入となったことから、不良債権処理額が605百万円減少し750百万円となっております。

株式等関係損益

株式等売却益の減少により、株式等関係損益は2,460百万円減益の1,097百万円となっております。

財政状態の分析

	前連結会計年度末 (平成29年3月31日)	当連結会計年度末 (平成30年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部	1,435,286	1,501,946	66,660
うち有価証券	213,257	248,640	35,382
うち貸出金	1,067,302	1,101,525	34,223
負債の部	1,376,414	1,429,157	52,743
うち預金	1,319,028	1,376,357	57,329
純資産の部	58,871	72,788	13,916

有価証券

	前連結会計年度末 (平成29年3月31日)	当連結会計年度末 (平成30年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
有価証券	213,257	248,640	35,382
国債	88,798	78,892	9,905
地方債	27,485	47,112	19,626
社債	21,202	27,469	6,266
株式	11,730	11,589	141
その他	64,041	83,577	19,536

有価証券につきましては、国債の残高が減少し、地方債、社債や外国債券(その他)が増加した結果、35,382百万円増加し248,640百万円となりました。

貸出金

	前連結会計年度末 (平成29年3月31日)	当連結会計年度末 (平成30年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	1,067,302	1,101,525	34,223
うち住宅ローン	377,593	414,947	37,353

貸出金につきましては、ポートフォリオの見直しを目的とする貸出金債権の流動化を行ったにもかかわらず、住宅ローンを中心に当連結会計年度中34,223百万円増加し1,101,525百万円となりました。

預金

	前連結会計年度末 (平成29年3月31日)	当連結会計年度末 (平成30年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金	1,319,028	1,376,357	57,329
流動性預金	414,679	436,665	21,986
定期性預金	892,779	924,803	32,023
その他	11,568	14,887	3,319

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

預金につきましては、主にキャンペーン預金商品を中心に定期性預金が増加したことにより当連結会計年度中57,329百万円増加し1,376,357百万円となりました。

経営上の目標の達成状況

「中期経営計画 ～ 一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを ～ (平成29年4月～平成32年3月)」における達成状況は概ね順調に推移しております。特に主要な達成目標である「当期純利益」、「預金残高」、「貸出金残高」について、以下のとおり考えております。(目標及び実績の数値は、銀行業単体のものです。)

当期純利益は41億円となり、「最終年度(平成31年度)目標 35億円以上」を前期に引続き達成しました。目下の金融政策であるマイナス金利政策は銀行業の収益構造に対し厳しいものでありますが、事務の集中化やIT化等の業務効率化を推進しお客さまとの接点拡大に注力することで収益力を強化し、引続き35億円以上の当期純利益を確保するよう努めてまいります。

預金残高は、お客さまの数の拡大戦略のもと「年金定期預金」の展開を軸にシルバー層のお客さまとの接点増加に注力することで当期実績は1兆3,776億円となり、「最終年度(平成31年度)目標 1兆4,000億円以上」に対しては達成まで223億円となりました。引続きお客さまの数の拡大戦略に注力し、早期の目標達成を目指してまいります。

貸出金残高は、前述のとおり住宅ローン残高が伸長し「最終年度(平成31年度)目標 1兆2,100億円以上」に対し1兆1,038億円となりました。当期は、ポートフォリオの見直しのため893億円の貸出金債権の流動化を行いました。前事業年度末に対しても298億円の増加となっております。今後も、地元経済の進展のため、資金を必要とする中小零細事業者さまや個人のお客さまへの融資を中心に貸出金残高を伸長させてまいります。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

当行グループの主たる経営基盤は山口県であり、山口県内の景気動向次第によっては、不良債権処理費用や貸出金利息収入等が変動し、経営成績に重要な影響を与えます。

また、有価証券保有残高は当連結会計年度末において2,486億円と資産の16.55%を占めており、株価、市場金利の変動による評価損益の増減が、すべて損益に影響を与えるものではありませんが、経営に与える影響は大きいものであります。

当行グループは銀行業を中心とした金融グループでありますので、市場金利変動等による金利リスクをはじめとして、様々なリスクを抱えております。市場金利の動向如何によっては、資金運用利息及び資金調達利息に多大な影響を与えるだけでなく、資産価値も大きく変動することにより経営成績に多大な影響を与えるものとなっております。

#### 資本の財源及び資金の流動性

当行グループは銀行業が主要な事業であります。資金については、お客さまからの預金の預入れによって調達を行い、貸出金及び有価証券を主体に運用を行っております。

当連結会計年度は、「年金定期預金」を中心に預金が前連結会計年度末より573億円増加し、貸出金及び有価証券が前連結会計年度末よりそれぞれ342億円、353億円増加しております。（なお、貸出金は、当連結会計年度においてポートフォリオの見直しを目的に893億円の債権流動化を行っております。）その結果、当連結会計年度末残高における預貸率は80.03%（前連結会計年度は80.91%）、預証率は18.06%（前連結会計年度は16.16%）となっております。預貸率と預証率の合計は98%を超え、預金として調達した資金は大半が貸出金及び有価証券にて運用されております。

なお、当連結会計年度においては、増加する貸出金等の資産（リスクアセット）に対し、さらなる自己資本の充実をはかるため、第三者割当による普通株式の発行49億円と株主割当による新株予約権の行使に伴う普通株式の発行61億円を行っております。その結果、連結自己資本比率（国内基準）は、8.69%（前連結会計年度は8.23%）となっております。

#### 4【経営上の重要な契約等】

重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 5【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、営業店システムやシステム機器の導入を主として設備投資を行い、銀行業務において、1,271百万円（建物等の有形固定資産に対し687百万円、ソフトウェア等に対し583百万円）投資しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

（平成30年3月31日現在）

	会社名	店舗名 その他	所在地	事業の別	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)					
当行	-	本店その他 8店	山口県 周南地区	銀行業務	店舗	14,663.96 (3,919.09)	2,412	594	68	20	3,095	245
	-	下関支店そ の他7店	山口県 下関地区	銀行業務	店舗	6,790.54 (870.86)	928	635	19	8	1,591	87
	-	宇部支店そ の他7店	山口県 宇部・山 陽小野田 地区	銀行業務	店舗	7,151.48 (3,259.57)	236	273	9	7	526	76
	-	山口支店そ の他6店	山口県 山口・防 府地区	銀行業務	店舗	6,384.46 (2,089.11)	586	541	45	4	1,177	93
	-	萩支店そ の他1店	山口県 萩・長門 地区	銀行業務	店舗	2,645.62 (-)	229	272	17	4	523	25
	-	岩国支店そ の他5店	山口県 岩国・柳 井地区	銀行業務	店舗	6,413.73 (3,875.14)	239	464	33	6	744	74
	-	小倉支店そ の他2店	福岡県	銀行業務	店舗	698.19 (-)	327	16	4	0	348	31
	-	広島支店そ の他1店	広島県	銀行業務	店舗	640.79 (-)	634	119	4	8	766	17
	-	大阪ローン センター	大阪府	銀行業務	事務所	- (-)	-	9	3	-	13	9
	-	東京ローン センター	東京都	銀行業務	事務所	- (-)	-	8	2	-	10	9
	-	事務セン ター	山口県 周南市	銀行業務	事務セ ンター	1,324.44 (-)	220	131	436	-	788	20
	-	ACT- CORE	山口県 周南市	銀行業務	オペ レー ション セン ター	347.40 (-)	117	477	24	-	619	67
	-	長府社宅そ の他6カ所	山口県 周南市他	銀行業務	社宅・ 寮・厚 生施設	5,777.40 (-)	445	180	2	0	628	3
連結 子会 社	きらら債 権回収(株)	本社	山口県 周南市	その他の 業務	事務所	- (-)	-	-	0	-	0	6
	(株)西京シ ステム サービス	本社	山口県 周南市	その他の 業務	事務所	- (-)	-	-	1	-	1	16
	西京カー ド(株)	本社	東京都	その他の 業務	事務所	- (-)	-	3	10	-	14	21

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。  
2. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め159百万円であります。  
3. 動産は、事務機械655百万円、その他29百万円であります。  
4. 当行の店舗外現金自動設備43カ所は、上記に含めて記載しております。  
5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員248人を含んでおりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び子会社の設備投資については、主に銀行業において投資を行っております。銀行業の当連結会計年度末において計画中等である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

#### (1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	恩田支店	山口県 宇部市	新設 (移転)	銀行業務	店舗	271	65	自己資金	平成30年 6月	平成30年 11月
当行	湯田支店	山口県 山口市	新設 (移転)	銀行業務	店舗	372	157	自己資金	平成30年 2月	平成30年 9月

#### (2) 売却

該当ありません。

#### (3) 除却

該当ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	297,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	10,000,000
第五種優先株式	10,000,000
第六種優先株式	10,000,000
第七種優先株式	10,000,000
計	352,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,967,044	115,967,044	非上場	単元株式数 1,000株
第二種優先株式	5,000,000	5,000,000	非上場	(注)1
第三種優先株式	5,500,000	5,500,000	非上場	(注)2
計	126,467,044	126,467,044	-	-

(注)1 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」といい、第二種優先株主とあわせて「第二種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。)に先立ち、第二種優先株式1株当たり、第二種優先株式の払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に対し、年率2.00%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(平成29年3月31日に終了する事業年度にあっては平成28年7月19日。いずれにおいても同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1カ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。)により算出される額の金銭を支払う(以下事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第二種優先配当金」という。)。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第二種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、第二種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### 3. 残余財産

#### (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### 4. 議決権

(1) 第二種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

### 5. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成33年7月20日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第二種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第二種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第二種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

### 6. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、平成38年7月21日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### (2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ.以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (3) 下限取得価額

下限取得価額は、第二種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

#### (4) 下限取得価額の調整

イ. 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」

という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後 下限取得価額} = \text{調整前 下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。))をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。))が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.(i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1カ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

( ) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(v)の場合には0円、上記イ.(iii)及び( )の場合には価額とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記八.( )において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

#### 9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

#### 10. その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

#### 11. 議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしております。

#### 12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(注) 2 第三種優先株式の内容は、次のとおりであります。

##### 1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

##### 2. 第三種優先配当金

###### (1) 第三種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第三種優先株式を有する株主（以下「第三種優先株主」という。）又は第三種優先株式の登録株式質権者（以下「第三種優先登録株式質権者」といい、第三種優先株主とあわせて「第三種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第三種優先株式1株当たり、第三種優先株式の払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率2.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成29年3月31日に終了する事業年度にあっては平成29年3月17日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第三種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第三種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

###### (2) 非累積条項

ある事業年度において第三種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

###### (3) 非参加条項

第三種優先株主等に対しては、第三種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 3. 残余財産

##### (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

##### (2) 非参加条項

第三種優先株主等に対しては、上記1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 4. 議決権

(1) 第三種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第三種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 5. 金銭を対価とする取得条項

##### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成34年3月18日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第三種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第三種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第三種優先株式を取得するのと引換えに、下記2)に定める財産を第三種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第三種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第三種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第三種優先株式の取得と引換えに、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、平成39年3月18日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第三種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第三種優先株式を取得するのと引換えに、各第三種優先株主に対し、その有する第三種優先株式数に第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記2）に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

イ．一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記3）に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ．上記イ．以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記4）に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記4）に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第三種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記4）による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ．第三種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後 下限取得価額} = \text{調整前 下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ( ) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.( )に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本4.)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本( )、下記( )及び( )並びに下記八.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

- ロ.上記イ.( )ないし( )に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

- 八.( ) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(同日を含む)の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

( ) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

- ( ) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.( )ないし( )に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ( ) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )及び( )の場合には0円、上記イ.( )及び( )の場合には価額とする。
- ニ. 上記イ.( )ないし( )及び上記ハ.( )において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.( )に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (5) 合理的な措置
- 上記3)及び4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- (1) 分割又は併合
- 当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第三種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- (2) 株式無償割当て
- 当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第三種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
8. 優先順位
- 第三種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
9. 法令変更等
- 法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. その他
- 上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
11. 議決権を有しないこととしている理由
- 剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしております。
12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
- 会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成26年5月8日 (注)1	104	93,847	-	12,690	-	4,264
平成27年6月3日 (注)2	52	93,899	-	12,690	-	4,264
平成28年4月15日 (注)3	52	93,952	-	12,690	-	4,264
平成28年4月25日 (注)4	157	94,109	-	12,690	-	4,264
平成28年4月27日 (注)5	52	94,161	-	12,690	-	4,264
平成28年5月2日 (注)6	785	94,946	-	12,690	-	4,264
平成28年5月10日 (注)7	157	95,104	-	12,690	-	4,264
平成28年7月19日 (注)8	5,000	100,104	2,500	15,190	2,500	6,764
平成28年7月22日 (注)9	2,280	97,824	-	15,190	-	6,764
平成29年3月17日 (注)10	5,500	103,324	2,750	17,940	2,750	9,514
平成29年7月31日 (注)11	10,600	113,924	2,491	20,431	2,491	12,005
平成30年1月29日 ~平成30年3月23日 (注)12	12,542	126,467	3,066	23,497	3,066	15,071

(注)1.平成26年5月8日に、普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式104千株を交付しております。

2.平成27年6月3日に、普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

3.普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

4.普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式157千株を交付しております。

5.普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

6.普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式785千株を交付しております。

7. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求（定款第13条の2）により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式157千株を交付しております。
8. 平成28年7月19日を払込期日とする第三者割当による増資（第二種優先株式）により、発行済株式総数が5,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,500百万円増加しております。
9. 平成28年7月22日に自己株式2,280千株（第一種優先株式）を消却したことにより、発行済株式総数は2,280千株減少しております。
10. 平成29年3月17日を払込期日とする第三者割当による増資（第三種優先株式）により、発行済株式総数が5,500千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,750百万円増加しております。
11. 平成29年7月31日を払込期日とする第三者割当による増資（普通株式）により、発行済株式総数が10,600千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,491百万円増加しております。
12. 平成29年12月31日を基準日とする当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対し、普通株式の株主の所有普通株式数1株につき1個の割合で割当てを行った株式会社西京銀行第1回新株予約権の行使（行使期間 平成30年1月29日から平成30年3月23日）により、発行済株式総数が12,542千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,066百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	33	7	1,161	1	-	5,182	6,384	-
所有株式数（単元）	-	16,174	1,617	43,500	113	-	54,080	115,484	483,044
所有株式数の割合（％）	-	14.01	1.40	37.67	0.10	-	46.82	100.00	-

（注） 自己株式258,754株は「個人その他」に258単元、「単元未満株式の状況」に754株含まれております。

第二種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	2	91	-	-	16	109	-
所有株式数（単元）	-	-	80	4,680	-	-	240	5,000	-
所有株式数の割合（％）	-	-	1.60	93.60	-	-	4.80	100.00	-

第三種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	1	9	-	-	2	13	-
所有株式数（単元）	-	1,000	500	3,400	-	-	600	5,500	-
所有株式数の割合（％）	-	18.18	9.09	61.82	-	-	10.91	100.00	-

(6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	2.74
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	3,160	2.50
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,904	2.30
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,935	1.53
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6-1	1,661	1.31
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,656	1.31
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.28
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2-1	1,367	1.08
株式会社バルコム	広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,264	1.00
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,211	0.95
計	-	20,236	16.03

(注)上記の信託銀行所有株式のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,459千株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	3.00
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,904	2.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,935	1.67
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	1,900	1.64
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.40
株式会社バルコム	広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,214	1.05
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,211	1.05
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街 ビル6階	1,022	0.88
株式会社テックムービング	愛媛県松山市元町2番10号	985	0.85
計	-	17,884	15.52

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 5,000,000 第三種優先株式 5,500,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 258,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,226,000	115,226	同上
単元未満株式	普通株式 483,044	-	-
発行済株式総数	126,467,044	-	-
総株主の議決権	-	115,226	-

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番の2	258,000	-	258,000	0.20
計	-	258,000	-	258,000	0.20

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	19,379	9,362,141
当期間における取得自己株式	10,007	4,953,857

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

会社法第155条第7号に該当する普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	79	35,076	-	-
保有自己株式数	258,754	-	268,761	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡請求による売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当行は、公共性の高い金融機関である特性を考慮し、長期にわたり安定的な経営基盤を確保するとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年1回の配当とさせていただきます。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年6月22日 定時株主総会決議	普通株式	867	7.50
	第二種優先株式	100	20.00
	第三種優先株式	137	25.00

内部留保資金につきましては、お客さまから選ばれる銀行であり続けるために、今後予想される金融環境の変化、経営基盤の拡大と経営の効率化および財務体質の強化等に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

##### 普通株式

回次	第106期	第107期	第108期	第109期	第110期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	356	391	419	444	489
最低(円)	335	356	391	419	444

(注) 当株式は非上場であるため、最高・最低株価は日刊新聞掲載の店頭気配値によるものであります。

##### 第二種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

##### 第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

##### 普通株式

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	470	489	489	489	489	489
最低(円)	470	470	489	489	489	489

(注) 当株式は非上場であるため、最高・最低株価は日刊新聞掲載の店頭気配値によるものであります。

##### 第二種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

##### 第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

5【役員の状況】

男性 13名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取	代表取締役	平岡 英雄	昭和31年2月14日生	昭和53年4月 当行入行 平成17年6月 取締役兼執行役員 平成20年6月 常務取締役経営企画本部長 (代表) 平成21年6月 専務取締役経営企画本部長 (代表) 平成22年6月 取締役頭取(代表)(現職)	(注)3	普通株式 130
取締役副頭取	代表取締役	金丸 眞明	昭和32年11月1日生	昭和56年4月 当行入行 平成20年6月 取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長 平成21年6月 取締役経営管理本部長 平成21年11月 取締役経営管理本部長兼営業本部長 平成23年6月 常務取締役 平成24年4月 常務取締役(代表) 平成25年4月 専務取締役(代表) 平成30年4月 取締役副頭取(代表)	(注)3	普通株式 46
専務取締役	代表取締役	杉野 光信	昭和30年9月11日生	昭和53年4月 当行入行 平成21年4月 執行役員経営管理本部副本部長 平成21年6月 取締役リスク管理本部長 平成21年10月 取締役リスク管理本部長兼営業本部副担当 平成21年11月 取締役営業本部長(市場・コーポレート担当) 平成22年4月 取締役市場金融部長委嘱 平成24年4月 常務取締役市場金融部長委嘱 平成25年6月 常務取締役(代表)市場金融部長委嘱 平成27年4月 専務取締役(代表)市場金融部長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 48
専務取締役		松岡 健	昭和46年12月29日生	平成7年4月 日本長期信用銀行(現新生銀行)入行 平成12年11月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入社 平成14年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 平成22年5月 当行入行 執行役員総合企画部長 平成23年6月 取締役総合企画部長委嘱 平成27年4月 常務取締役総合企画部長委嘱 平成30年4月 専務取締役総合企画部長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 33
取締役		奈村 幸一郎	昭和37年1月27日生	昭和60年4月 当行入行 平成21年6月 経営企画本部副本部長 平成22年4月 総合企画部企画部長 平成23年4月 下松支店長 平成24年10月 執行役員審査部長 平成25年6月 取締役審査部長委嘱 平成27年4月 取締役総務部長兼人事部長委嘱 平成28年4月 取締役人事部長委嘱 平成30年4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 41

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		山岡 靖幸	昭和39年1月27日生	昭和61年4月 当行入行 平成21年6月 経営企画本部副本部長 平成22年7月 人事部長兼総務部長 平成24年10月 執行役員人事部長兼総務部長 平成25年6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 平成25年10月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱 平成30年4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 (現職)	(注)3	普通株式 44
取締役		畑谷 剛	昭和40年8月14日生	平成元年4月 当行入行 平成21年10月 営業本部副本部長 平成22年4月 市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 平成22年10月 コーポレート営業部長兼東京事務所長 平成25年4月 執行役員コーポレート営業部長 平成27年6月 取締役コーポレート営業部長委嘱 (現職)	(注)3	普通株式 41
取締役		山下 禎治	昭和41年11月15日生	平成元年4月 当行入行 平成16年4月 経営戦略室調査役 平成17年2月 経営戦略室主任調査役 平成20年7月 日の出支店長 平成22年4月 福岡支店長 平成25年4月 山口地区統括部長兼山口支店長 平成27年4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 平成29年6月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長 平成30年4月 取締役営業統括部長(現職)	(注)3	普通株式 38
取締役	非常勤	滝本 豊水	昭和24年7月15日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年9月 大蔵省大臣官房審議官 平成12年7月 弁護士登録 平成18年6月 当行取締役(現職) 平成28年1月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士(現職)	(注)3	普通株式 33
取締役	非常勤	川村 健一	昭和24年2月16日生	昭和48年4月 フジタ工業(現株式会社フジタ) 入社 平成5年4月 米国フジタリサーチ社長 平成17年4月 株式会社ホスフェクス社代表取締役社長 平成18年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授 平成28年6月 当行取締役(現職) 平成29年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授・広島経済大学地域経済研究所所長(現職)	(注)3	普通株式 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤	山本 秀雄	昭和32年6月13日生	昭和55年4月 当行入行 平成21年4月 執行役員関福地区統括部長兼下関支店長 平成22年4月 執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 平成23年4月 執行役員周南地区統括部長兼本店営業部長 平成23年6月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長 平成24年4月 取締役審査部長兼事務推進部長委嘱 平成24年10月 取締役事務推進部長委嘱 平成25年4月 取締役業務推進部長委嘱 平成26年4月 取締役 平成26年6月 取締役総務部長委嘱 平成27年4月 取締役 平成27年6月 監査役(現職)	(注)5	普通株式 34
監査役	非常勤	綿屋 滋二	昭和15年4月17日生	昭和38年4月 山口県入庁 平成8年9月 山口県出納長 平成12年9月 山口県副知事 平成19年4月 山口県顧問 平成19年6月 山口県信用保証協会会長 平成23年6月 当行監査役(現職)	(注)5	普通株式 13
監査役	非常勤	増田 攻	昭和25年11月17日生	昭和49年4月 山口県信用保証協会入協 平成16年4月 山口県信用保証協会総務課長 平成20年4月 山口県信用保証協会山口営業店長 平成23年4月 保証協会債権回収株式会社山口営業所長 平成25年6月 当行監査役(現職)	(注)4	普通株式 6
計						普通株式 512

- (注) 1. 取締役滝本豊水氏と取締役川村健一氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役綿屋滋二氏と監査役増田攻氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 平成30年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
4. 平成29年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 平成27年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
7. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(平成30年6月25日)現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、平成30年5月末現在の実質所有株式数を記載しております。  
8. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等については、以下のとおりであります。

(1) 執行役員制度導入の目的

「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の分離による意思決定権限・責任の明確化と迅速性及び組織の活性化・職員のモラルアップを目的としております。

(2) 執行役員の氏名及び役職

岡田 浩 (常務執行役員 下関地区統括部長兼下関支店長)  
村井 圭太郎 (執行役員 審査部長)  
末田 義明 (執行役員 地域連携部長)  
岡本 泰裕 (執行役員 宇部地区統括部長兼宇部支店長)  
森重 勝文 (執行役員 業務推進部長)  
水永 忠伸 (執行役員 山口地区統括部長兼山口支店長)

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制の概要等

#### a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「地域の皆さまのお役に立つ」という役割・使命を十分に認識し、「お客さまの期待に確実に応える銀行」を目指しております。そのために、あらゆる経営課題に「圧倒的なスピード感」をもって対応できるよう、各種機関・役職員が密接な連携を図り、正確・迅速な情報伝達と適切な判断ができる「オープンな経営」による企業統治が行われる体制を整備することを基本的な考え方としております。

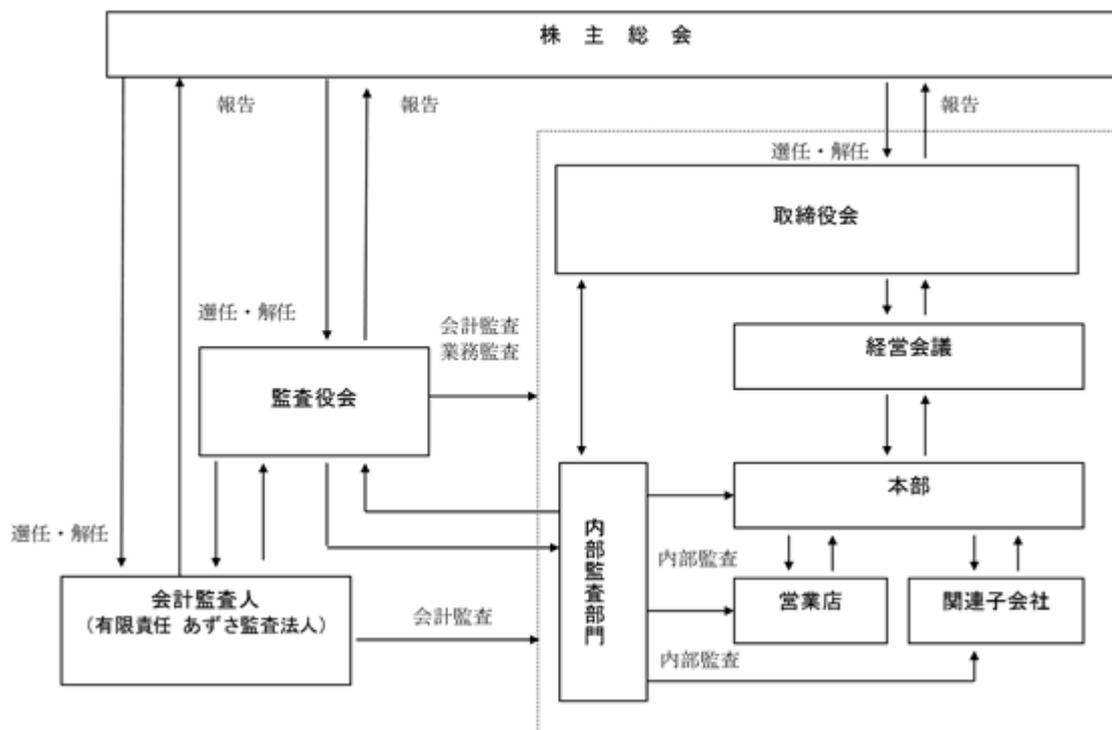
#### b. 会社の機関の内容

当行の取締役会は、提出日現在、取締役10名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）の全員をもって組織し、当行業務の方針、その他重要な事項の評議決定及び取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定例会を開催するほか、必要がある場合は随時臨時会を開催しております。

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役全員をもって組織し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役会は、原則、毎月定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

経営会議は、頭取を始めとする常勤取締役（本部）及び常勤監査役をもって構成し、取締役会の委任により、経営上の重要事項を協議、意思決定する機関であります。また、その結果については遅滞なく取締役会に報告しております。経営会議は、原則、毎週月曜日に定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

（コーポレート・ガバナンス体制）



#### 内部統制システムの整備の状況

当行は、取締役会において、以下の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築を決議し、取締役や職員、監査役等がそれぞれの業務について、適正な対応が確保できる体制整備に努めております。

#### a．当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスを経営上の重要課題として認識し、法令、定款及び行内諸ルール等を遵守した行動を取るために定めている取締役行動指針に基づいて職務執行する。

取締役は、取締役会において、実質的な議論を行い、適切な意思決定と業務執行監視の機能を果たす他、毎事業年度期初に前年度の業務執行確認書を監査役会に提出する。

取締役は、役職員による重大な法令違反等を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

取締役会は、コンプライアンス基本方針、手順を示すコンプライアンス・マニュアル、実施計画のコンプライアンス・プログラム等を決定し、その周知徹底を図る。

取締役会は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係の遮断及び解消のための取組みを徹底する。

取締役会は、コンプライアンス統括部門を設置するとともに、各部店に責任者や担当者を設置してコンプライアンス体制を一元管理する。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と総合的な検討、計画、評価を行う。コンプライアンス統括部門は、取締役、部店長及び担当者等へのコンプライアンス研修を実施するなどの取組を徹底する。

取締役会は、全職員を対象として、法令違反等の情報を通報する内部通報制度を整備し、運用状況について報告を受ける。

取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理体制等の内部監査に係る方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するなど、内部監査体制を整備・運用し、内部監査部門は、各部門の業務運営状況の監査結果を定期的に取締役会及び監査役に報告する。

#### b．当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、文書保存・処分に関する規程を定めて適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に係る情報・文書は、取締役又は監査役が求めたときには、容易に閲覧又は謄写に供することができる方法及び場所で保管する。

#### c．当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、経営の健全性及び適切性を確保し、将来に亘り安定的利益を確保し発展していくために、リスクを統合的に捉え、適切にコントロールあるいは軽減することを目的に統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程を定め、発生が見込まれるリスクを適正に把握して経営計画及び各業務部門の施策に反映させる体制運営を行う。

取締役会は、リスクの種類ごとの管理部門、統合的リスク管理部門及び本部横断組織として資産・負債の総合管理、統合的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策、統合的リスク管理体制の整備、運用戦略等に関する検討を行うALM委員会を設置するなど、各種リスクを統合管理するための体制を整備する。

各リスク管理部門及び統合的リスク管理部門は、適切に連携して、全行的なリスク管理に取り組む。

統合的リスク管理部門は、統合リスク量を計測し、検証・分析のうえALM委員会に報告する。ALM委員会はリスクの統合結果、リスクアセスメント総括報告等を評価し、統合的リスク管理方針の見直しを審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、ALM委員会等の報告を受け、必要に応じ、統合的リスク管理方針の見直しを行う。

取締役会は、危機管理規程や業務継続計画（BCP）を策定し、危機発生時の対応を適切かつ迅速に行えるための体制を整備・運用する。

取締役会は、リスク管理を含む内部管理体制等の内部監査に関する方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、監査結果について適時適切に報告を受けるなど、内部監査体制を整備・運用する。

#### d．当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の委任により経営上の重要事項並びに業務上の総括的統合監理及び重要事項の協議及び決定を行う機関として経営会議を設置する。

取締役会は、経営会議から報告を受けるとともに、取締役会付議を要する事項について審議及び決議する。

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会において担当職務及び委嘱を定める。

取締役会は、経営方針に基づく施策を効率的に実施するため、経営計画を策定し、その実施を指示するとともに、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて経営計画を見直す。

**e. 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制  
取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

ロ. 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

ハ. 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と当行の監査役は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査役は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

**f. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に係る規程を定め、監査役の要請に応じて、要員を監査役の補助者として配置する。

**g. 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当行の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務の補助者は他部門の職務を兼務しない専任者とし、取締役及び取締役会から分離された監査役室に所属する。当該補助者は監査役以外の者からの指揮命令を受けず、また、補助者の任命及び異動等については監査役会の承認を得る。

**h. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制**

イ. 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

取締役は、事業年度毎に自己の業務執行に関して、法令、定款等の遵守状況を当行の監査役へ報告する。また、当行及び主要な子会社の役職員は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当行の主要な子会社で緊急事態が発生した場合、当該子会社は当行の企画部門及び当行の統合的リスク管理部門に報告し、当行の企画部門は当行の経営部門及び当行の監査役に報告する体制とする。

当行の内部通報制度の担当部署は、当行及び主要な子会社の役職員からの内部通報の内容を当行の監査役に報告する。

内部監査部門は、当行及び主要な子会社の業務運営状況に関する監査の結果及び指摘改善・是正状況を総括し、定期的に当行の監査役に報告する。

ロ. イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役に対して報告を行った当行及び主要な子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを行わない。

当行及び当行の主要な子会社は、内部通報者のプライバシーを保護し、通報者に対する人事面や処遇面を含む不利益な取扱いは行わない。

**i. 当行の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を当行の監査役のための顧問とすることを求めた場合、当行は、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

## j . その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役、監査法人及び内部監査部門との間で業務運営状況に関して定期的に又は必要に応じ協議を行う。また、監査役との間で、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について定期的に又は監査役の求めに応じ、意見交換を行う。

内部監査部門は、監査役との間で監査上の課題等について、定期的に又は監査役の求めに応じ、報告を行う。

### コンプライアンス態勢の状況

当行では営業店及び本部の各部署が法令を厳格に遵守して業務を行うことで、お客さまの信頼と共に地域社会の期待に十分にお応えすることを全従業員に徹底しております。これまでに、コンプライアンス担当部署やコンプライアンス委員会の設置、弁護士との顧問契約など、コンプライアンス体制の確立と推進を図っております。また、全国銀行協会制定の「行動憲章」の実践に努めるとともに、当行の「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づいてコンプライアンスの推進に努めております。

また、毎月開催されるコンプライアンス委員会の内容については、監査役会及び取締役会に報告されております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、監査部（提出日現在の人員10名）により、本部各部門、営業店、連結子会社を対象として、業務の運営態勢や各種リスクの管理態勢等に着目した監査を実施しております。また、監査部は財務報告に係る内部統制についての評価も実施しており、これらの結果は、取締役会及び監査役（会）に報告しております。

監査役監査は業務分担に基づき実施されております。常勤監査役は監査部から監査の実施状況について毎月報告を受けると共に、2ヶ月に一度開催される内部監査協議会に出席し監査部の監査結果に対する対応協議に参加しております。また、監査役は取締役会、経営会議及び各種委員会に出席し、取締役の職務執行を監視しております。

### 社外取締役・社外監査役の機能・役割、選任状況

当行の社外取締役の選任については、「社外取締役選任規程」の定める基準に則り、経営の意思決定の客観性を確保するため、当行との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性を十分確保するものとしております。また、専門的知識等の優れた見識を有したものを選任し、コーポレート・ガバナンス体制の強化と金融機関としての品質向上を目的としております。

社外監査役の選任については「社外監査役選任規程」の定める基準に則り、当行との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を検証し、業務執行者からの独立性が確保でき、公正不偏の立場が保持できるものとしております。また、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保するものとしております。

当行の社外取締役滝本豊水氏は弁護士の資格を有しております。また、社外取締役川村健一氏は経営者、学識者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。

社外監査役綿屋滋二氏は地方行政において豊富な経験を有しております。また、社外監査役増田攻氏は信用保証業務において豊富な経験を有しております。

当行と社外取締役及び社外監査役並びにそれらの出身又は現任する会社等との間に、特別な利害関係はありません。

なお、当行の社外取締役滝本豊水氏及び川村健一氏並びに社外監査役綿屋滋二氏及び増田攻氏との資本関係は「5. 役員状況」の所有株式数欄に記載のとおりであります。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当行の社外取締役は毎月及び随時開催される取締役会に出席し、専門的な見地から意見を述べるとともに、業務運営状況・リスク管理状況等の報告を受け提言を行い、取締役の業務執行の監督を行っております。

社外監査役は毎月及び随時開催される取締役会及び監査役会へ出席して取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じて取締役に提言・勧告を行っております。

監査部及び監査役は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から年間の監査計画、四半期毎の監査の実施状況等の報告を受け、随時、意見交換や情報交換を行う等、相互に連携を図っております。

監査部の実施する内部統制に係る監査結果は、取締役会及び監査役会に報告しており、社外取締役や社外監査役は監査結果の報告により監督・監査を実施しております。また、取締役会は内部監査部門から各業務の運営状況を定期的に、また、必要に応じて適宜報告を受け監督を行っております。

会計監査人は会計監査人の独立監査を補完するため、監査部の実施する監査結果を検証し財務報告にかかる内部統制の有効性を監査しております。

#### 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	秋宗 勝彦	有限責任 あずさ監査法人
	下西 富男	

(注) 当行の財務諸表についての監査年数は2者とも7年以内であるため、継続監査年数の記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他8名であります。

#### 責任限定契約

当行は会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。社外取締役及び社外監査役の全員と「責任限定契約」を締結しております。

#### 取締役の定数

当行の取締役は10名以内とする旨定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款で定めております。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### ・自己株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

##### ・中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リスク管理体制の整備の状況

当行では経営の自己責任原則に基づく健全経営の観点からリスク管理の重要性を強く認識し、リスク管理体制の強化を図っております。「リスク管理方針」を取締役会決議により決定し、各リスクカテゴリーにおける管理態勢の整備・確立に向けた具体的な行動計画としての「リスク管理プログラム」を半期毎に見直しを行うほか、戦略目標に重要な変更がある都度見直して周知徹底を図るとともに、「統合的リスク管理規程」を定めて、当行のリスク管理体制を明確にすることで、業務執行に伴い発生し得るリスクを適確に把握し、経営計画及び各部施策に反映させる体制としております。

また、リスク管理のための組織としては、個別リスク毎にリスク管理部署を特定し、各リスクを統括するために統合的リスク管理部署を設置しております。各リスク管理部署はリスクの種類毎に「リスク管理規程」等を制定し、管理手法、報告体制を明確にしております。

( 統合リスク量管理 )

当行ではリスクの量的管理を行う上で、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの各リスク量に対して、リスク資本配賦を行う「統合リスク量管理」を行っております。

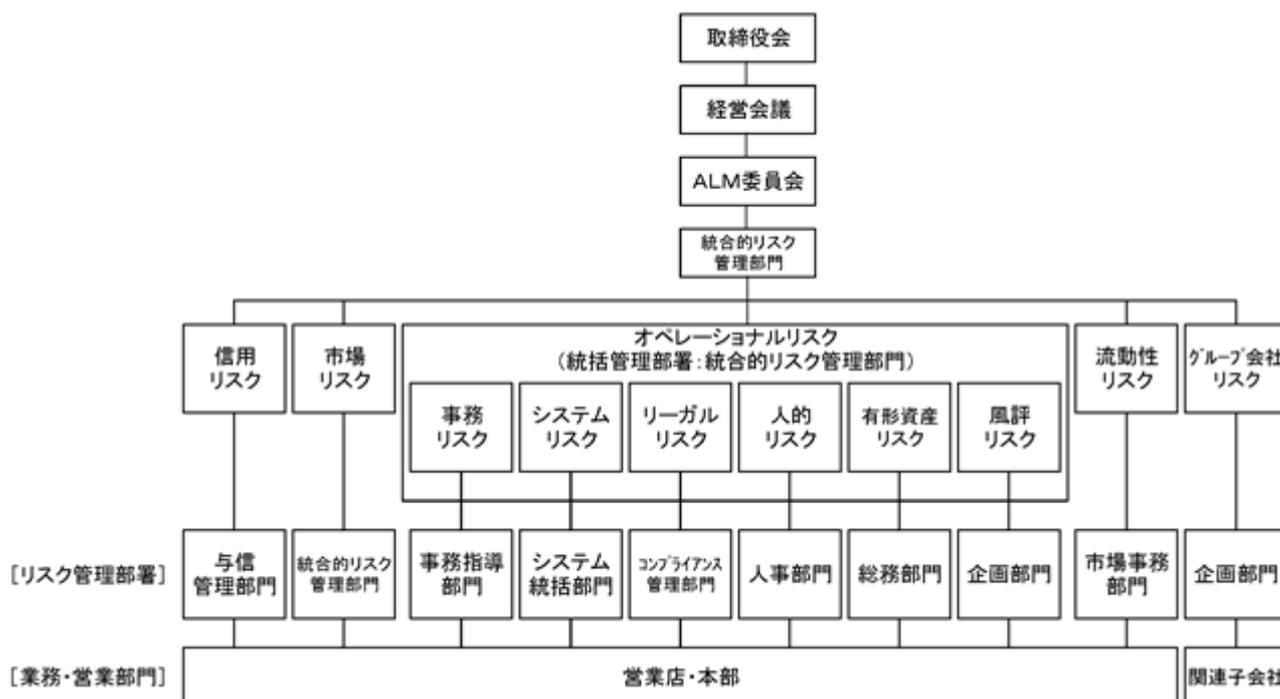
また、経営の健全性の確保、資本の効率活用による収益性の向上を目的として、各リスク量を統合したうえで当行経営体力である自己資本の充分性を取締役会等において評価しております。

( 危機管理体制 )

大規模災害、システム障害、新型インフルエンザの流行、金融危機等の非常事態が発生した場合には、経営トップを委員長とする「危機管理委員会」を対策本部として、迅速かつ適確な対応決定を行う体制を整備しております。

また、想定される非常事態の状況別に対応策の詳細を定めたコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画、危機管理計画）を制定しております。

( リスク管理体制 )



役員報酬の内容

当行は役員の報酬及び賞与について役員報酬規程を定めております。

役員の報酬は、取締役と監査役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査役への配分は監査役の協議で決定しております。役員の報酬は、従業員給与の最高額、過去の同順位の役員の支給実績、銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12カ月で除した金額と定めております。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、取締役と監査役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当事業年度の当行の社内取締役に対する報酬は281百万円、社外取締役に対する報酬は13百万円であります。また、社内監査役に対する報酬は25百万円、社外監査役に対する報酬は8百万円であります。

なお、株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役報酬額 月額35百万円以内

監査役報酬額 月額6百万円以内

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額			
		(百万円)	基本報酬	役員賞与	退職慰労金
取締役	8	281	281	-	-
監査役	1	25	25	-	-
社外役員	4	22	22	-	-

(注) 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は32百万円、員数は4人であり、その内容は使用人としての職務に対する基本報酬32百万円であります。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	88銘柄
貸借対照表計上額の合計額	9,892百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
全国保証株式会社	380	1,427	関係強化
東ソー株式会社	1,377	1,372	関係強化
株式会社長府製作所	384	1,047	関係強化
東建コーポレーション株式会社	64	551	関係強化
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,577	543	関係強化
株式会社トクヤマ	971	528	関係強化
株式会社中電工	213	522	関係強化
株式会社九州リースサービス	402	352	関係強化
株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ	54	203	関係強化
東洋証券株式会社	647	181	関係強化
株式会社リテールパートナーズ	155	175	関係強化
日本精蠟株式会社	513	151	関係強化
東京海上ホールディングス株式会社	26	130	関係強化
アルフレッサホールディングス株式会社	64	128	関係強化
株式会社南日本銀行	610	98	関係強化
株式会社大東銀行	521	91	関係強化
小野建株式会社	60	86	関係強化
宇部興産株式会社	316	85	関係強化
株式会社大和証券グループ本社	113	82	関係強化
株式会社豊和銀行	863	66	関係強化
株式会社福岡中央銀行	173	65	関係強化
株式会社広島銀行	123	63	関係強化
株式会社宮崎太陽銀行	361	62	関係強化
株式会社トマト銀行	37	60	関係強化
林兼産業株式会社	58	50	関係強化
株式会社じもとホールディングス	209	41	関係強化
岡三証券株式会社	46	34	関係強化
株式会社秋川牧園	50	32	関係強化
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社	20	30	関係強化
株式会社東武住販	15	28	関係強化

みなし保有株式

該当ありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
全国保証株式会社	380	1,755	関係強化
東ソー株式会社	688	1,451	関係強化
株式会社長府製作所	384	938	関係強化
株式会社トクヤマ	194	626	関係強化
株式会社中電工	213	625	関係強化
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,577	500	関係強化
株式会社九州リースサービス	402	335	関係強化
株式会社リテールパートナーズ	155	234	関係強化
東洋証券株式会社	647	193	関係強化
日本精蠟株式会社	513	164	関係強化
アルフレッサホールディングス株式会社	64	151	関係強化
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	54	140	関係強化
東京海上ホールディングス株式会社	26	128	関係強化
小野建株式会社	60	113	関係強化
宇部興産株式会社	31	98	関係強化
株式会社南日本銀行	61	94	関係強化
株式会社大和証券グループ本社	113	78	関係強化
株式会社豊和銀行	863	68	関係強化
株式会社大東銀行	52	67	関係強化
株式会社福岡中央銀行	17	64	関係強化
株式会社宮崎太陽銀行	36	60	関係強化
株式会社トマト銀行	37	57	関係強化
株式会社広島銀行	61	49	関係強化
株式会社東武住販	30	47	関係強化
林兼産業株式会社	58	46	関係強化
株式会社じもとホールディングス	209	38	関係強化
株式会社秋川牧園	50	37	関係強化
岡三証券株式会社	46	30	関係強化
株式会社ビケンテクノ	35	28	関係強化
総合警備保障株式会社	5	25	関係強化

(注) 株式会社東京TYフィナンシャルグループは、平成30年5月1日付にて「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」に商号を変更しております。

みなし保有株式  
該当ありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度末			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	809	67	2,586	197
非上場株式	-	-	-	-

	当事業年度末			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	849	14	918	97
非上場株式	-	-	-	-

ニ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当ありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
東建コーポレーション株式会社	64,220	-
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	6,000	3

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	39	-	39	-
連結子会社	2	-	2	-
計	42	-	41	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、有限責任あずさ監査法人等の行う研修へ参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	8 109,323	8 106,904
買入金銭債権	939	730
商品有価証券	35	34
金銭の信託	3,014	2,278
有価証券	1, 2, 8, 15 213,257	1, 2, 8, 15 248,640
貸出金	3, 5, 6, 7, 9 1,067,302	3, 5, 6, 7, 9 1,101,525
外国為替	3,739	2,655
その他資産	8 17,104	8 28,545
有形固定資産	11, 12 11,148	11, 12 10,889
建物	3,851	3,728
土地	10 6,288	10 6,326
リース資産	99	59
建設仮勘定	0	37
その他の有形固定資産	908	736
無形固定資産	2,488	2,474
ソフトウェア	2,225	2,261
のれん	154	77
その他の無形固定資産	108	135
繰延税金資産	493	816
支払承諾見返	11,144	863
貸倒引当金	4,704	4,411
資産の部合計	1,435,286	1,501,946
<b>負債の部</b>		
預金	8 1,319,028	8 1,376,357
債券貸借取引受入担保金	8 5,563	8 12,391
借入金	8, 13 18,124	8, 13 21,016
社債	14 11,100	14 5,000
その他負債	7,432	9,582
退職給付に係る負債	2,785	2,762
役員退職慰労引当金	1	1
睡眠預金払戻損失引当金	218	174
利息返還損失引当金	4	3
偶発損失引当金	118	130
再評価に係る繰延税金負債	10 892	10 872
支払承諾	11,144	863
負債の部合計	1,376,414	1,429,157

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	17,940	23,497
資本剰余金	13,575	19,146
利益剰余金	21,530	25,078
自己株式	83	92
株主資本合計	52,962	67,630
その他有価証券評価差額金	10,485	10,394
繰延ヘッジ損益	-	52
土地再評価差額金	1,549	1,524
退職給付に係る調整累計額	467	359
その他の包括利益累計額合計	5,887	5,158
非支配株主持分	21	-
<b>純資産の部合計</b>	<b>58,871</b>	<b>72,788</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,435,286</b>	<b>1,501,946</b>

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	29,407	29,009
資金運用収益	20,932	21,575
貸出金利息	18,043	18,175
有価証券利息配当金	2,672	3,110
債券貸借取引受入利息	0	29
預け金利息	67	66
その他の受入利息	148	193
役務取引等収益	3,987	4,355
その他業務収益	412	936
その他経常収益	4,074	2,141
償却債権取立益	0	0
その他の経常収益	<sup>1</sup> 4,073	<sup>1</sup> 2,141
経常費用	22,554	22,316
資金調達費用	3,481	4,043
預金利息	3,164	3,613
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	6	13
債券貸借取引支払利息	16	87
借入金利息	46	122
社債利息	246	165
その他の支払利息	13	66
役務取引等費用	4,929	4,678
その他業務費用	19	132
営業経費	<sup>2</sup> 12,392	<sup>2</sup> 12,111
その他経常費用	1,731	1,351
貸倒引当金繰入額	1,350	742
その他の経常費用	<sup>3</sup> 380	<sup>3</sup> 609
経常利益	6,852	6,692
特別利益	44	-
固定資産処分益	44	-
特別損失	368	330
固定資産処分損	70	31
減損損失	<sup>4</sup> 290	<sup>4</sup> 299
関係会社株式売却損	7	-
税金等調整前当期純利益	6,528	6,361
法人税、住民税及び事業税	2,117	2,194
法人税等調整額	275	82
法人税等合計	2,393	2,112
当期純利益	4,135	4,249
非支配株主に帰属する当期純利益	4	2
親会社株主に帰属する当期純利益	4,130	4,247

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	4,135	4,249
その他の包括利益	1,590	704
その他有価証券評価差額金	1,687	864
繰延ヘッジ損益	12	52
退職給付に係る調整額	84	107
包括利益	2,544	3,544
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,539	3,542
非支配株主に係る包括利益	4	2

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,690	10,300	18,137	75	41,052
当期変動額					
新株の発行	5,250	5,250			10,500
剰余金の配当			718		718
親会社株主に帰属する当期純利益			4,130		4,130
自己株式の取得				2,028	2,028
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		2,020		2,020	-
土地再評価差額金の取崩			2		2
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			21		21
連結子会社株式の取得による持分の増減		44			44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,250	3,274	3,393	7	11,910
当期末残高	17,940	13,575	21,530	83	52,962

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,493	12	1,551	551	7,480	111	48,645
当期変動額							
新株の発行							10,500
剰余金の配当							718
親会社株主に帰属する当期純利益							4,130
自己株式の取得							2,028
自己株式の処分							0
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩							2
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高							21
連結子会社株式の取得による持分の増減							44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,687	12	2	84	1,593	90	1,683
当期変動額合計	1,687	12	2	84	1,593	90	10,226
当期末残高	4,805	-	1,549	467	5,887	21	58,871

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,940	13,575	21,530	83	52,962
当期変動額					
新株の発行	5,557	5,557			11,115
剰余金の配当			723		723
親会社株主に帰属する当期純利益			4,247		4,247
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			24		24
連結子会社株式の取得による持分の増減		13			13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,557	5,571	3,547	9	14,667
当期末残高	23,497	19,146	25,078	92	67,630

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,805	-	1,549	467	5,887	21	58,871
当期変動額							
新株の発行							11,115
剰余金の配当							723
親会社株主に帰属する当期純利益							4,247
自己株式の取得							9
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							24
連結子会社株式の取得による持分の増減							13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	864	52	24	107	729	21	750
当期変動額合計	864	52	24	107	729	21	13,916
当期末残高	3,940	52	1,524	359	5,158	-	72,788

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,528	6,361
減価償却費	1,062	1,125
減損損失	290	299
のれん償却額	77	77
関係会社株式売却損益(は益)	7	-
貸倒引当金の増減( )	894	293
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	174	23
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	256	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	113	43
偶発損失引当金の増減額(は減少)	18	12
資金運用収益	20,932	21,575
資金調達費用	3,481	4,043
有価証券関係損益( )	3,674	1,184
金銭の信託の運用損益(は運用益)	76	556
為替差損益(は益)	277	203
固定資産処分損益(は益)	26	31
貸出金の純増( )減	158,553	34,223
預金の純増減( )	176,740	57,329
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	15,791	3,691
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	37	64
コールローン等の純増( )減	236	209
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	5,563	6,827
外国為替(資産)の純増( )減	2,845	2,469
資金運用による収入	21,001	21,435
資金調達による支出	2,772	3,257
その他	2,258	5,171
小計	39,710	37,445
法人税等の支払額	1,695	2,257
法人税等の還付額	0	1
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>38,015</b>	<b>35,189</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	70,571	99,759
有価証券の売却による収入	54,061	21,073
有価証券の償還による収入	16,623	37,729
金銭の信託の増加による支出	2,000	-
金銭の信託の減少による収入	3,055	1,288
有形固定資産の取得による支出	843	690
無形固定資産の取得による支出	362	612
有形固定資産の売却による収入	335	42
関係会社株式の売却による収入	66	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>364</b>	<b>40,927</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	10,439	11,063
劣後特約付借入金返済による支出	-	800
劣後特約付社債償還による支出	-	6,100
配当金の支払額	718	723
自己株式の取得による支出	2,028	9
自己株式の処分による収入	0	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	50	10
その他	37	38
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,605	3,382
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	45,985	2,355
現金及び現金同等物の期首残高	62,996	108,982
現金及び現金同等物の期末残高	1 108,982	1 106,627

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

(株)エス・ケイ・ベンチャーズ

きらら債権回収(株)

(株)西京システムサービス

西京カード(株)

投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンド

(2) 非連結子会社 1社

会社名

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 0社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

12月末日 3社

(2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、3月末日の財務諸表により連結しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（株式は連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,409百万円（前連結会計年度末は3,139百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

##### (6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

##### (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、子会社である西京カード㈱が将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は、外貨建資産・負債を保有していません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
出資金	7百万円	0百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	- 百万円	15,290百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	604百万円	662百万円
延滞債権額	14,473百万円	13,263百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	609百万円	366百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
合計額	15,688百万円	14,293百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
3,406百万円	4,204百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	22,874百万円	27,666百万円
預け金	21百万円	21百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	22,900百万円	27,692百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,971百万円	540百万円
債券貸借取引受入担保金	5,563百万円	12,391百万円
借入金	11,500百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有価証券	16,660百万円	2,069百万円
その他資産	3百万円	3,903百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
保証金	164百万円	4,059百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	107,596百万円	107,702百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	106,102百万円	104,206百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
3,013百万円	2,929百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	6,216百万円	6,410百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	139百万円	139百万円
(当連結会計年度の圧縮記帳額)	( - 百万円)	( - 百万円)

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付借入金	800百万円	- 百万円

14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付社債	11,100百万円	5,000百万円

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
100百万円	2,380百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
株式等売却益	3,651百万円	1,334百万円
金銭の信託運用益	82百万円	557百万円

2. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料・手当	5,762百万円	5,528百万円
業務委託費	1,267百万円	1,246百万円
退職給付費用	397百万円	399百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
株式等償却	21百万円	149百万円
株式等売却損	72百万円	87百万円
金銭の信託運用損	5百万円	0百万円
株式交付費	60百万円	51百万円
新株予約権の発行に係る費用	-百万円	11百万円

#### 4. 減損損失

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当連結会計年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 4カ所	土地建物	152
広島県	社宅 1カ所	土地建物	137

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 152百万円（内、土地 28百万円、建物 123百万円）

広島県 137百万円（内、土地 124百万円、建物 13百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結される子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策等や遊休不動産の処分等の方針により、対象となっている土地及び建物の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 2カ所 社宅 1カ所	土地建物	91
福岡県	営業用資産 1カ所	土地建物	193
広島県	営業用資産 1カ所	建物	9
千葉県	社宅 1カ所	土地建物	5

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 91百万円（内、土地 49百万円、建物 42百万円）

福岡県 193百万円（内、土地 40百万円、建物 152百万円）

広島県 9百万円（内、建物 9百万円）

千葉県 5百万円（内、土地 3百万円、建物 1百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結される子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策等や遊休不動産の処分等の方針により、対象となっている土地及び建物の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	1,154	166
組替調整額	3,506	1,029
税効果調整前	2,352	1,195
税効果額	664	331
その他有価証券評価差額金	1,687	864
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期発生額	4	81
組替調整額	13	5
税効果調整前	17	75
税効果額	5	23
繰延ヘッジ損益	12	52
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	18	5
組替調整額	139	149
税効果調整前	121	154
税効果額	36	46
退職給付に係る調整額	84	107
その他の包括利益合計	1,590	704

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	91,619	1,204	-	92,824	(注) 1
第一種優先株式	2,280	-	2,280	-	(注) 2
第二種優先株式	-	5,000	-	5,000	(注) 3
第三種優先株式	-	5,500	-	5,500	(注) 4
合計	93,899	11,704	2,280	103,324	
自己株式					
普通株式	221	18	0	239	(注) 5
第一種優先株式	30	2,250	2,280	-	(注) 6
合計	251	2,268	2,280	239	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加1,204千株は、普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条第8項)に伴い、当行は第一種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。

(注) 2. 第一種優先株式の発行済株式の減少2,280千株は、消却(平成28年7月22日)によるものであります。

(注) 3. 第二種優先株式の発行済株式の増加5,000千株は、第三者割当による発行(払込期日 平成28年7月19日)によるものであります。

(注) 4. 第三種優先株式の発行済株式の増加5,500千株は、第三者割当による発行(払込期日 平成29年3月17日)によるものであります。

(注) 5. 普通株式の自己株式の増加18千株は単元未満株式買取によるものであります。減少0千株は単元未満株主からの売渡請求によるものであります。

(注) 6. 第一種優先株式の自己株式の増加2,250千株の内訳は以下のとおりであります。

普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条第8項)による増加 230千株

定款第13条第9項に基づく金銭を対価とする取得(取得日 平成28年7月19日)による増加 2,020千株

第一種優先株式の自己株式の減少2,280千株は、消却(平成28年7月22日)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	639	7	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	第一種優先 株式	78	35	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	648	利益剰余金	7	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	第二種優先 株式	70	利益剰余金	14	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	第三種優先 株式	5	利益剰余金	1	平成29年3月31日	平成29年6月26日

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	92,824	23,142	-	115,967	(注)1
第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三種優先株式	5,500	-	-	5,500	
合計	103,324	23,142	-	126,467	
自己株式					
普通株式	239	19	0	258	(注)2
合計	239	19	0	258	

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加23,142千株の内訳は以下のとおりであります。

平成29年7月31日を払込期日とした第三者割当による普通株式の発行 10,600千株

株式会社西京銀行第1回新株予約権(行使期間 平成30年1月29日から平成30年3月23日まで)の行使による普通株式の発行 12,542千株

(注)2. 普通株式の自己株式の増加19千株は単元未満株式買取によるものであります。減少0千株は単元未満株主からの売渡請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	株式会社西京銀行第1 回新株予約権 (注)	普通株式	-	103,176,774	103,176,774	-	-
合計		-	-	103,176,774	103,176,774	-	-

(注) 株式会社西京銀行第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成29年12月31日を基準日とし、当該基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対して、その保有する当行普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第277条)の方法により割り当てました(効力発生日 平成30年1月17日)。本新株予約権は発行総数103,176,774個に対し、行使期間(平成30年1月29日から平成30年3月23日まで)の行使個数は12,542,987個であり、行使期間の交付株式数は12,542,987株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	648	7.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	第二種優先 株式	70	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	第三種優先 株式	5	1.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	867	利益剰余金	7.50	平成30年3月31日	平成30年6月25日
	第二種優先 株式	100	利益剰余金	20.00	平成30年3月31日	平成30年6月25日
	第三種優先 株式	137	利益剰余金	25.00	平成30年3月31日	平成30年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金預け金勘定	109,323百万円	106,904百万円
定期預け金	21	21
普通預け金	226	160
その他	92	93
現金及び現金同等物	108,982	106,627

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として電算機等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、連結子会社4社及び投資事業有限責任組合4組合(うち3社は連結子会社)で構成され、銀行業務を中心に、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務、個別信用購入あっせん業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行の本店他54支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務に取り組んでおります。また、連結子会社において、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務、個別信用購入あっせん業務等を事業展開することにより、銀行業務のサポートおよび金融サービスの充実を図っております。

当行グループでは、主として預金による資金調達を行い、貸出金、有価証券等を主体に資金運用を行っております。

また、デリバティブ取引は金利スワップ及び為替予約等を行っておりますが、利用目的は、主に多様な顧客ニーズへの対応及び金利・為替相場の変動による損失を軽減することであり、当行の資産・負債に対するリスク・ヘッジのために行い、多額の投機的な取引は行わないことを取組みの基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、信用供与先の倒産や財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び投資事業組合出資金であり、売買目的有価証券及びその他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の法人及び個人の預金であり、予期せぬ預金の流出等により、対外決済に支障を来たず流動性リスクを内包しております。

デリバティブ取引には、ALM(資産・負債の総合管理)の一環で行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象であるその他有価証券で保有する現物債券の金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引に高い有効性があることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する外貨建債券から生じる為替変動リスクを減殺する目的で為替スワップ取引を行い、また、お客様との間の外国為替取引で生じる為替変動リスクを減殺する目的で、金融機関と外国為替予約カバー取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの所在と量を、適時且つ適確に把握し、発生するリスクの極小化を図る。与信プロセス管理と、業種、債務者等への信用リスク集中を排除するべく与信ポートフォリオ管理を行うことで、経営の健全性、収益性を高めることを信用リスク管理の基本方針としております。特に、信用リスク集中については、クレジット・リミットの設定や与信集中管理等を通じて信用リスクを適切にコントロールしております。

また、適切な与信管理体制を構築するため、営業推進部門から分離、独立した信用リスク管理部署を設置し、相互牽制態勢を確立しております。

市場リスクの管理

( ) 金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクを、「一般貸出金等による運用と預金・社債・借入等による調達の長さの違い(ALMギャップ)に由来する金利リスク」、「保有する債券に由来する金利リスク」、「貸出金の中でも金利決定スキームが特殊である仕組貸出金(仕組金利貸出金)に由来する金利リスク」の3つに大別し、リスクの所在と量を適時・適確に把握し、自己資本対比でのリスク量の適切性の管理と、収益性の管理を行うことを基本方針としており、統合的リスク管理部門がモニタリングを行い、経営陣に報告しております。

なお、預貸金の長短ギャップに伴う金利リスクは、預金政策、貸出金政策によりコントロールするほか、必要に応じて金利スワップを使用した「包括ヘッジ」、「個別ヘッジ」の手法によりリスクヘッジ(リスクの減殺)を実施しております。

( ) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ取引及び外国為替予約等のカバー取引等を利用し、当該リスクを回避しております。

( ) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会の定めた方針に基づき、有価証券運用に関する規程に従い行われております。このうち、保有目的を、「売買目的有価証券」「その他有価証券」に区分した有価証券は、適切なロスカット・ルールを設定し、「売買目的有価証券」については損失限度額の設定を行い、価格変動リスクを管理しております（ただし、政策目的運用で保有する株式、及び元本償還が確実な国債・政府保証債を除く）。ロスカット、ポジション枠は、市場事務部門において日次でモニタリングしております。

( ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行グループの資産・負債に対するリスク・ヘッジを行うことを主目的とし、多額の投機的な取引は行わないことを基本方針としております。リスク管理体制については、取締役会の定めた各種リスク管理に関する規程に基づき、フロント部署（市場営業部門）、ミドル部署（統合的リスク管理部門）、バック部署（市場事務部門）において、日次、週次、月次等の適時管理を行っております。

( ) 市場リスクに係る定量的情報

定量的分析を利用している金融商品：トレーディング勘定

当行において、トレーディング目的として保有している有価証券に関する時価の損失額の推計値としてVaRを算出しております。

VaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間は10日としております。

平成30年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は145百万円（前連結会計年度は185百万円）であります。

定量的分析を利用している金融商品：非トレーディング勘定

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」であります。

上記商品のVaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間については「政策目的運用（株式）を除く有価証券」は3ヶ月、「政策目的運用（株式）有価証券」、「市場型間接金融商品」、「預貸金取引等（ALMギャップ）」は6ヶ月としております。

平成30年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のトレーディング業務以外の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,653百万円（前連結会計年度は6,182百万円）であります。なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。

平成29年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

定量的分析を利用していない金融商品

平成30年3月31日（当期の連結決算日）現在で定量的分析を利用していない金融商品は保有しておりません。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ローンポジションによる資金繰り運営を原則とし、運用・調達計画に基づく資金計画と、実績管理による資金繰り調整を行っております。預金残高管理、営業店等からの情報収集等による預金動向の把握、資金尻の予想乖離額の管理等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	109,323	109,323	0
(2)金銭の信託	3,014	3,014	-
(3)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	35	35	-
その他有価証券	209,059	209,059	-
(4)貸出金	1,067,302		
貸倒引当金（*1）	4,658		
	1,062,643	1,125,356	62,712
資産計	1,384,076	1,446,789	62,712
(1)預金	1,319,028	1,324,669	5,641
(2)借入金	18,124	18,124	-
負債計	1,337,153	1,342,794	5,641
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	133	133	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	133	133	-

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	106,904	106,904	0
(2)金銭の信託	2,278	2,278	-
(3)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	34	34	-
その他有価証券	240,574	240,574	-
(4)貸出金	1,101,525		
貸倒引当金（*1）	4,321		
	1,097,203	1,149,106	51,902
資産計	1,446,996	1,498,899	51,902
(1)預金	1,376,357	1,381,318	4,960
(2)借入金	21,016	21,016	-
負債計	1,397,374	1,402,335	4,960
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	82	82	-
ヘッジ会計が適用されているもの	75	75	-
デリバティブ取引計	158	158	-

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

##### (2) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。なお、預け金と同様の性質を有するものと考えられるものは、帳簿価額によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注意事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

##### (3) 商品有価証券及び有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その内部格付又は債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスクを反映させ、適切な市場利子率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、その種類、内部格付又は債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を適切な市場利率で割り引いて時価を算定しております。その際、貸出金の種類に基づく区分ごとに信用リスクを元利金に反映させる方法、又は割引率をリスク要因で補正する方法によっております。なお、約定期間が短期間（1年以内）である商業手形や一部の当座貸越については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、そのほとんどが約定期間が短期間あるいは連結決算日から1年以内に返済が予定されるものであるため、時価は帳簿価額に近似しているとみなし当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)	2,493	2,390
組合出資金(*3)	1,705	5,675
合 計	4,198	8,066

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について149百万円減損処理を行っております。(前連結会計年度において、非上場株式について21百万円減損処理を行っております。)

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	96,515	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	32,829	19,902	73,259	17,685	21,807	8,500
貸出金(*1)	161,886	144,374	117,713	98,722	102,927	392,880
合計	291,231	164,277	190,972	116,408	124,735	401,380

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないもの22,881百万円、期間の定めのないもの25,915百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	95,139	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	19,731	51,866	47,705	29,139	26,270	29,500
貸出金(*1)	175,181	139,077	121,935	99,562	93,265	420,196
合計	290,052	190,943	169,641	128,702	119,535	449,696

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないもの22,367百万円、期間の定めのないもの29,938百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,141,508	63,098	82,438	206	31,777	-
借入金	17,308	16	-	800	-	-
合計	1,158,816	63,114	82,438	1,006	31,777	-

(\* ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,210,195	88,002	48,385	499	29,274	-
借入金	21,008	8	-	-	-	-
合計	1,231,203	88,011	48,385	499	29,274	-

(\* ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,647	4,339	4,307
	債券	108,857	107,038	1,818
	国債	63,479	62,593	885
	地方債	27,485	26,841	644
	社債	17,892	17,604	288
	外国債券	24,002	23,570	432
	その他	16,569	14,985	1,583
	小計	158,077	149,934	8,142
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	590	665	75
	債券	28,628	29,127	499
	国債	25,318	25,753	435
	社債	3,310	3,374	64
	外国債券	14,009	14,247	237
	その他	7,753	8,434	681
	小計	50,982	52,475	1,493
合計		209,059	202,410	6,649

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,246	3,883	4,362
	債券	110,177	108,450	1,726
	国債	63,413	62,478	935
	地方債	27,086	26,559	527
	社債	19,677	19,413	263
	外国債券	17,448	17,086	361
	その他	15,112	14,081	1,031
	小計	150,984	143,502	7,482
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	952	1,048	96
	債券	43,296	43,588	292
	国債	15,478	15,543	65
	地方債	20,026	20,138	112
	社債	7,791	7,905	113
	外国債券	35,217	35,903	686
	その他	10,123	11,077	954
	小計	89,589	91,619	2,029
合計	240,574	235,121	5,453	

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	5,353	3,466	9
債券	36,988	40	3
国債	11,985	32	-
地方債	21,056	-	1
社債	3,946	7	2
外国債券	3,516	46	4
その他	10,274	893	9
合計	56,133	4,447	26

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,680	1,128	16
債券	14,344	45	62
国債	14,344	45	62
外国債券	6,559	72	65
その他	4,013	647	58
合計	27,599	1,894	202

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度において減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度において減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,014	18

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,278	276

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

該当ありません。

( その他有価証券評価差額金 )

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 ( 平成29年 3月31日 )

	金額 ( 百万円 )
評価差額	6,649
その他有価証券	6,649
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	1,843
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	4,805
( )非支配株主持分相当額	-
( + )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,805

当連結会計年度 ( 平成30年 3月31日 )

	金額 ( 百万円 )
評価差額	5,453
その他有価証券	5,453
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	1,512
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	3,940
( )非支配株主持分相当額	-
( + )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,940

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)  
該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)  
該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	5,346	-	46	46
	買建	2,333	-	87	87
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	133	133

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	10,272	-	134	134
	買建	3,886	-	52	52
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	82	82

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）  
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）  
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	有価証券	20,000	20,000	75
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	75

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してあります。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）  
該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）  
該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）  
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行の退職給付制度は退職一時金制度のほか、企業年金基金制度と併せて採用しております。なお、連結子会社2社が中小企業退職金共済制度に加入しておりますが、他の連結子会社には退職給付制度はありません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,049	4,930
勤務費用	299	293
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	13	26
退職給付の支払額	404	451
退職給付債務の期末残高	4,930	4,745

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	2,088	2,144
期待運用収益	41	42
数理計算上の差異の発生額	31	21
事業主からの拠出額	235	78
退職給付の支払額	189	260
年金資産の期末残高	2,144	1,983

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,588	2,326
年金資産	2,144	1,983
	443	343
非積立型制度の退職給付債務	2,342	2,418
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,785	2,762
退職給付に係る負債	2,785	2,762
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,785	2,762

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	299	293
利息費用	-	-
期待運用収益	41	42
数理計算上の差異の費用処理額	141	151
過去勤務費用の費用処理額	2	2
確定給付制度に係る退職給付費用	397	399

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	2	2
数理計算上の差異	123	156
合計	121	154

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	9	7
未認識数理計算上の差異	680	524
合計	671	517

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
債券	40.5%	44.2%
一般勘定	59.5%	55.8%
その他	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,339百万円	2,328百万円
退職給付に係る負債	849	841
株式等有税償却額	206	196
未払事業税	102	106
減価償却損金算入限度超過額	91	104
未払賞与	77	94
減損損失	42	57
その他	427	486
繰延税金資産小計	4,137	4,216
評価性引当額	1,781	1,847
繰延税金資産合計	2,356	2,368
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,843	1,512
繰延ヘッジ損益	-	23
未収還付事業税	0	-
その他	19	16
繰延税金負債合計	1,862	1,551
繰延税金資産(負債)の純額	493	816

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.69%	30.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49	0.41
住民税均等割等	0.49	0.48
評価性引当額の増減	4.41	1.04
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.27	0.25
その他	0.85	0.83
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.66	33.20

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業務以外に一部で債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,043	6,459	3,987	915	29,407

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,175	5,217	4,355	1,260	29,009

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	平岡 英雄	-	-	当行 代表取締役	(被所有) 直接 0.06	資本取引	新株予約 権の行使	17	-	-

(注) 新株予約権の行使は、平成29年12月5日開催の取締役会決議により行った普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに対し行使を行ったものであり、取引金額は当該新株予約権行使に係る払込金額を記載しております。

( 1株当たり情報 )

		前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日 )	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日 )
1株当たり純資産額	円	521.41	536.27
1株当たり当期純利益	円	43.84	39.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	58,871	72,788
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,597	10,737
うち第二種優先株式払込金額	百万円	5,000	5,000
うち第二種優先株式配当額	百万円	70	100
うち第三種優先株式払込金額	百万円	5,500	5,500
うち第三種優先株式配当額	百万円	5	137
うち非支配株主持分	百万円	21	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	48,274	62,051
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	92,584	115,708

(注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日 )	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日 )
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,130	4,247
普通株主に帰属しない金額	百万円	75	237
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	75	237
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,055	4,009
普通株式の期中平均株式数	千株	92,493	100,640

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第5回社債	平成24年6月22日	3,000	-	-	-	-
	第6回社債	平成24年12月12日	3,100	-	-	-	-
	第7回社債	平成25年6月21日	3,000	3,000	2.24	なし	平成35年6月
	第8回社債	平成26年3月26日	2,000	2,000	1.26	なし	平成38年3月
合計	-	-	11,100	5,000	-	-	-

(注) 1. 社債の連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	18,124	21,016	0.55	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	18,124	21,016	0.55	平成30年4月～ 平成31年10月
1年以内に返済予定のリース債務	38	17	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	58	41	-	平成31年4月～ 平成35年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	21,008	8	-	-	-
リース債務 (百万円)	17	11	11	10	6

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
経常収益 ( 百万円 )	7,335	15,209	22,110	29,009
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 百万円 )	1,417	3,775	5,613	6,361
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 百万円 )	879	2,601	3,824	4,247
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 利益金額 ( 円 )	9.50	27.05	38.81	39.84

( 注 ) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 ( 円 )	9.50	17.26	11.84	1.73

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	109,195	106,853
現金	12,808	11,764
預け金	8 96,386	8 95,088
買入金銭債権	803	555
商品有価証券	35	34
商品国債	35	34
金銭の信託	3,014	2,278
有価証券	1, 2, 8, 13 214,861	1, 2, 8, 13 250,172
国債	88,798	78,892
地方債	27,485	47,112
社債	21,152	27,419
株式	11,891	11,869
その他の証券	65,533	84,877
貸出金	3, 5, 6, 9 1,073,993	3, 5, 6, 9 1,103,825
割引手形	7 2,903	7 3,604
手形貸付	44,152	45,494
証書貸付	960,574	981,938
当座貸越	66,362	72,787
外国為替	3,739	2,655
外国他店預け	3,739	2,655
その他資産	5,412	14,369
前払費用	2,160	1,973
未収収益	1,486	1,735
金融派生商品	136	222
その他の資産	8 1,629	8 10,437
有形固定資産	10 11,130	10 10,879
建物	3,848	3,725
土地	6,288	6,326
リース資産	99	59
建設仮勘定	0	37
その他の有形固定資産	894	729
無形固定資産	2,278	2,330
ソフトウェア	2,169	2,193
その他の無形固定資産	108	136
繰延税金資産	272	637
支払承諾見返	11,144	863
貸倒引当金	4,654	4,349
<b>資産の部合計</b>	<b>1,431,225</b>	<b>1,491,104</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	8 1,321,904	8 1,377,617
当座預金	19,591	18,692
普通預金	370,800	396,409
貯蓄預金	20,560	18,442
通知預金	6,303	4,110
定期預金	890,480	922,636
定期積金	2,599	2,437
その他の預金	11,568	14,887
債券貸借取引受入担保金	8 5,563	8 12,391
借入金	8 12,324	8 10,016
借入金	11 12,324	11 10,016
社債	12 11,100	12 5,000
その他負債	7,039	9,308
未払法人税等	1,143	1,010
未払費用	3,940	4,839
前受収益	465	584
給付補填備金	0	1
金融派生商品	2	63
リース債務	96	58
資産除去債務	117	118
その他の負債	1,272	2,632
退職給付引当金	2,108	2,239
睡眠預金払戻損失引当金	218	174
偶発損失引当金	118	130
再評価に係る繰延税金負債	892	872
支払承諾	11,144	863
負債の部合計	1,372,415	1,418,614
<b>純資産の部</b>		
資本金	17,940	23,497
資本剰余金	13,530	19,088
資本準備金	9,514	15,071
その他資本剰余金	4,016	4,016
利益剰余金	21,068	24,478
利益準備金	952	1,097
その他利益剰余金	20,115	23,381
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	17,283	20,548
自己株式	83	92
株主資本合計	52,455	66,972
その他有価証券評価差額金	4,804	3,940
繰延ヘッジ損益	-	52
土地再評価差額金	1,549	1,524
評価・換算差額等合計	6,353	5,517
純資産の部合計	58,809	72,490
負債及び純資産の部合計	1,431,225	1,491,104

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	28,255	27,628
資金運用収益	21,267	21,798
貸出金利息	18,317	18,229
有価証券利息配当金	2,761	3,318
債券貸借取引受入利息	0	29
預け金利息	67	66
その他の受入利息	121	154
役務取引等収益	2,534	2,778
受入為替手数料	348	344
その他の役務収益	2,186	2,433
その他業務収益	412	936
外国為替売買益	277	203
国債等債券売却益	135	215
その他の業務収益	0	516
その他経常収益	4,039	2,114
償却債権取立益	0	-
株式等売却益	3,651	1,334
金銭の信託運用益	82	557
その他の経常収益	305	222
経常費用	21,695	21,309
資金調達費用	3,457	3,942
預金利息	3,165	3,614
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	6	13
債券貸借取引支払利息	16	87
借入金利息	21	20
社債利息	246	165
金利スワップ支払利息	13	66
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	4,477	4,193
支払為替手数料	1	1
その他の役務費用	4,475	4,192
その他業務費用	19	132
商品有価証券売買損	0	0
国債等債券売却損	9	128
国債等債券償還損	9	-
その他の業務費用	-	2
営業経費	12,068	11,739
その他経常費用	1,672	1,300
貸倒引当金繰入額	1,345	727
株式等売却損	133	278
株式等償却	1	9
金銭の信託運用損	5	0
その他の経常費用	186	284
経常利益	6,559	6,318

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
特別利益	43	-
固定資産処分益	43	-
特別損失	358	330
固定資産処分損	68	30
減損損失	290	299
税引前当期純利益	6,245	5,988
法人税、住民税及び事業税	1,955	1,956
法人税等調整額	271	77
法人税等合計	2,227	1,879
当期純利益	4,018	4,109

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	808	2,832	14,125	17,766	75	40,681
当期変動額										
新株の発行	5,250	5,250		5,250						10,500
剰余金の配当							718	718		718
利益準備金の積立					143		143	-		-
当期純利益							4,018	4,018		4,018
自己株式の取得									2,028	2,028
自己株式の処分			0	0					0	0
自己株式の消却			2,020	2,020					2,020	-
土地再評価差額金の取崩							2	2		2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	5,250	5,250	2,019	3,230	143	-	3,158	3,301	7	11,774
当期末残高	17,940	9,514	4,016	13,530	952	2,832	17,283	21,068	83	52,455

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,492	12	1,551	8,031	48,713
当期変動額					
新株の発行					10,500
剰余金の配当					718
利益準備金の積立					-
当期純利益					4,018
自己株式の取得					2,028
自己株式の処分					0
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,687	12	2	1,677	1,677
当期変動額合計	1,687	12	2	1,677	10,096
当期末残高	4,804	-	1,549	6,353	58,809

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金					
						別途積立 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	17,940	9,514	4,016	13,530	952	2,832	17,283	21,068	83	52,455	
当期変動額											
新株の発行	5,557	5,557		5,557						11,115	
剰余金の配当							723	723		723	
利益準備金の積立					144		144	-		-	
当期純利益							4,109	4,109		4,109	
自己株式の取得									9	9	
自己株式の処分			0	0					0	0	
土地再評価差額金の取崩							24	24		24	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）											
当期変動額合計	5,557	5,557	0	5,557	144	-	3,265	3,410	9	14,516	
当期末残高	23,497	15,071	4,016	19,088	1,097	2,832	20,548	24,478	92	66,972	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,804	-	1,549	6,353	58,809
当期変動額					
新株の発行					11,115
剰余金の配当					723
利益準備金の積立					-
当期純利益					4,109
自己株式の取得					9
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					24
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	864	52	24	836	836
当期変動額合計	864	52	24	836	13,680
当期末残高	3,940	52	1,524	5,517	72,490

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）によって行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（株式は決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費等は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,409百万円（前事業年度末3,139百万円）であります。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資額の総額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
株式	1,117百万円	1,127百万円
出資金	1,501百万円	1,301百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	- 百万円	15,290百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	604百万円	662百万円
延滞債権額	14,461百万円	13,254百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	609百万円	366百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
合計額	15,675百万円	14,282百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
2,906百万円	3,604百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	22,874百万円	27,666百万円
預け金	21百万円	21百万円
その他の資産	3百万円	3百万円
計	22,900百万円	27,692百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,971百万円	540百万円
債券貸借取引受入担保金	5,563百万円	12,391百万円
借入金	11,500百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有価証券	16,660百万円	2,069百万円
その他の資産	3百万円	3,903百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
保証金	156百万円	4,052百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	114,222百万円	119,641百万円
うち原契約残存期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	112,728百万円	116,145百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	139百万円	139百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	( - 百万円)	( - 百万円)

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付借入金	800百万円	- 百万円

12. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付社債	11,100百万円	5,000百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	100百万円	2.380百万円

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	73百万円	78百万円

(損益計算書関係)

1. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
給料・手当	5,447百万円	5,232百万円
業務委託費	1,382百万円	1,378百万円
減価償却費	1,040百万円	1,101百万円
退職給付費用	397百万円	399百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
子会社株式	1,117	1,127
関連会社株式	-	-
合計	1,117	1,127

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,322百万円	2,308百万円
退職給付引当金	642	681
株式等有税償却額	206	196
減価償却損金算入限度超過額	91	104
未払賞与	77	94
未払事業税	92	92
減損損失	42	57
その他	421	477
繰延税金資産小計	3,897	4,014
評価性引当額	1,763	1,825
繰延税金資産合計	2,134	2,188
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,843	1,512
繰延ヘッジ損益	-	23
その他	19	16
繰延税金負債合計	1,862	1,551
繰延税金資産(負債)の純額	272百万円	637百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	
住民税均等割等	0.49	
評価性引当額の増減	4.79	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.77	
その他	0.04	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.66	

( 1株当たり情報 )

		前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日 )	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日 )
1株当たり純資産額	円	520.97	533.69
1株当たり当期純利益	円	42.62	38.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成29年 3月31日)	当事業年度末 (平成30年 3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	58,809	72,490
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,575	10,737
うち第二種優先株式払込金額	百万円	5,000	5,000
うち第二種優先株式配当額	百万円	70	100
うち第三種優先株式払込金額	百万円	5,500	5,500
うち第三種優先株式配当額	百万円	5	137
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	48,234	61,752
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	92,584	115,708

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日 )	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日 )
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	4,018	4,109
普通株主に帰属しない金額	百万円	75	237
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	75	237
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,942	3,871
普通株式の期中平均株式数	千株	92,493	100,640

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	8,403	320	466 ( 206)	8,256	4,531	223	3,725
土地	6,288 ( 2,402)	184	146 ( 92)	6,326 ( 2,383)	-	-	6,326
リース資産	262	-	-	262	203	39	59
建設仮勘定	0	381	343	37	-	-	37
その他の有形固定資産	2,362 ( 39)	262	253	2,371 ( 13)	1,641	310	729
有形固定資産計	17,317 ( 2,441)	1,148	1,209 ( 299)	17,255 ( 2,397)	6,376	574	10,879
無形固定資産							
ソフトウェア	3,856	555	7	4,405	2,211	527	2,193
その他の無形固定資産	108	258	231	136	0	0	136
無形固定資産計	3,965	814	238	4,541	2,211	527	2,330

(注) 1. 当期首残高欄及び当期末残高欄における( )内は「土地再評価に関する法律」による再評価差額の残高(内書き)であります。

2. 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,654	4,349	762	3,892	4,349
一般貸倒引当金	1,729	1,629	-	1,729	1,629
個別貸倒引当金	2,925	2,720	762	2,163	2,720
うち非居住者向け債権 分	-	-	-	-	-
睡眠預金払戻損失引当金	218	174	-	218	174
偶発損失引当金	118	130	-	118	130
計	4,991	4,655	762	4,229	4,655

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

- 一般貸倒引当金.....洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金.....主として洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金...洗替による取崩額
- 偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,143	1,006	1,139	-	1,010
未払法人税等	841	702	838	-	706
未払事業税	301	303	300	-	304

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 <a href="http://www.saikyobank.co.jp">http://www.saikyobank.co.jp</a>
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて応募株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第109期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月23日中国財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月23日中国財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第110期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日中国財務局長に提出

第110期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月22日中国財務局長に提出

第110期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月9日中国財務局長に提出

(4) 有価証券届出書

有価証券届出書（第三者割当による新株発行）及びその添付書類

平成29年6月5日 中国財務局長に提出

有価証券届出書（株主割当による新株予約権の発行）及びその添付書類

平成29年12月5日 中国財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成29年6月23日 中国財務局長に提出

平成29年6月5日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月22日

株式会社西京銀行  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準ずる監査証明を行うため、株式会社西京銀行の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社西京銀行が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 6月22日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第110期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。